# 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」 についての議論の論点について(後半)

## 5. 支援の内容

- (1) 早期発見・アウトリーチ
  - 支援対象者の安全確保と早期に適切な支援に繋げていくため、行政機関をはじめとする支援者において、対象者を早期に把握することが重要であり、国や都道府県及び市町村は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体において、相談支援を受けることが可能であることが広く知られるよう、周知を行う必要がある旨を記載してはどうか。
  - 都道府県及び市町村<u>は関係機関等において把握した情報が速やかに女性相談</u> 支援センターや女性相談支援員、民間団体等に伝わるよう、連携する体制を普段 から築いておく必要がある旨を記載してはどうか。
  - 女性相談支援センターや女性相談支援員は、<u>支援の入り口の段階は可能な限り</u> 幅広い者を対象とし、適切な機関への繋ぎも含む支援を検討する旨を記載してはど うか。
  - 民間団体等によるインターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築き、支援につなげていくものであり、行政機関にたどり着くことが困難である、又は行政機関に対し否定的な感情がある支援対象者の早期把握に有効かつ重要である。都道府県及び市町村においては、このような取組を実施している民間団体と日常的に連携の上、支援対象者の把握に努めることが必要である旨記載してはどうか。
  - また、相談に至っていないが支援が必要な女性に対し、<u>民間団体等による気軽に立ち寄れる場や一時滞在場所において支援対象者に寄り添い、つながり続ける支援を行うこと</u>は、信頼関係の構築の上での<u>公的支援へのつなぎに有効</u>である旨記載してはどうか。

## (2) 居場所の提供

- 特に若年女性の中には、困難な課題を抱えていても、過去の傷つき等の経験から 行政機関に相談することのハードルが高く、相談窓口にたどり着けない女性や支援 を受けられることに気づかない女性もいる。民間団体や自治体による、気軽に立ち 寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者 と話したり、他の女性たちとも交流でき、場合によっては一泊できるような場は、相談 のきっかけ作りに有効である旨記載してはどうか。
- 巡回等によるアウトリーチや気軽に立ち寄れる居場所から、支援が必要な女性を 把握した場合、必要に応じ、女性相談支援センターをはじめとした公的な機関へ民

間団体として同行してつなぎ、<u>公的機関につないだ後も、それまで支援を行ってきた</u> 民間団体も同席して、支援の継続性を保つことで、若年女性が安心して公的機関 の支援を受けられるようにすることが重要である旨を記載してはどうか。

## (3) 相談支援

- 女性相談支援センターで相談支援に当たる職員や、女性相談支援員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って内容の聞き取り等を行った上で、できる限り本人の参画を得て個別支援計画を策定し、<u>女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行うことが必要である旨を記載してはどうか。</u>
- とりわけ、性暴力や性虐待、性搾取等の被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの暴力等の構造から離れ、安心できる安定的な生活を確立し、心身の回復を時間をかけて図っていくための相談支援・関係者調整の中心を女性相談支援センターが担うことが必要であることを記載してはどうか。
- また、特に若年女性の場合は、心理的障壁等から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすい場合も多いと考えられることから、民間団体に初期段階の支援 を依頼し、行政による支援が必要な場合は、初期段階の支援をした民間団体及び 支援対象者本人も参画する形で個別支援計画を作成することが望ましい旨を記載 してはどうか。
- 女性相談支援センターや女性相談支援員においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に活用する旨を記載してはどうか。

### (4) 一時保護

- 女性相談支援センターにおいては、法及び省令の規定により、以下の場合に一時 保護を行うものとするとともに、妊婦や同伴児童等がある場合も保護対象である旨を 明示してはどうか。他に、記載すべき一時保護事由(場合)はあるか。
- ① 支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② 配偶者暴力防止法第1条の規定による配偶者からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力により、安全の確保が必要と 認められる場合
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条の規定によるつきまとい等の被害からの保護が必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第2条第1項 第7号に規定する人身取引の被害者の保護が必要な場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅が心身に負担となると考えられ、保護が必要と認められる場合
- ⑦支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合
- ⑧ 支援対象者について、その心身の健康の回復を図ることが必要と認められる場合

- ⑨ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保 されないおそれがある場合
- 一時保護すべき状況であるにも関わらず、適切に一時保護がなされにくい場合と <u>して記載すべき留意点</u>はあるか。(例:①いったん一時保護しなければ心身の安全 が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」 として、他施策への調整までの間も一時保護が行われないこと、②一時保護所の 退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われないこと等)
- 一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか、本人の状況等に応じて外部の施設等に委託して行うことも、個々の支援対象者の 状況に応じた適切な保護を行う観点から効果的である旨を記載してはどうか。 とりわけ、民間団体において深夜帯に一時保護すべき状況で把握された場合等、 速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、女性相談支援センターとして 民間団体に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備しておくことが重要である旨を記載してはどうか。
- 支援対象者の状況は、例えば暴力を振るう配偶者等から避難している、医療的ケアが必要である、妊娠している、児童を同伴している、高齢者や障害者である、学生であり可能な限り通学を確保する必要がある、何らかの事情で帰宅が困難である等、多様である。また、一時保護の要件①~⑤のように、居所等の厳重な秘匿を要する者と、同⑥・⑦のように、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な者とがあり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なる。このため、支援対象者の状態像に応じて複数の委託先を検討しておくことが望ましい旨を記載してはどうか。
- 虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、 困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、親権との関係等も生じること から、民間団体等から一時保護の相談が入った際には、女性相談支援センターや 児童相談所から民間団体に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護としての委 託することも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で一時保護 の際の具体的な手続等の連携方法をケースの状況に応じて十分に協議しておく必 要がある旨、記載してはどうか。
- また、困難な問題を抱える女性(未成年を含む)は、居所が一定しない、あるいは、 住所地に戻ること自体に困難を抱える場合もあるが、未成年である若年女性に関しては親権者の住所地を管轄する児童相談所が、保護の実施をすることとなっているが、成人である困難女性に関しては女性の現在地(一時保護を要する状況で女性が所在する地)の女性相談支援センターが一時保護の判断を行う(一時保護委託等を行う)ことを、都道府県間のルールとして記載してはどうか。

- 一時保護を委託した場合でも、一時保護した者に対する委託者としての責任は引き続き女性相談支援センターが負っており、委託先と十分に連携した上で支援方針の検討を行う必要がある旨を記載してはどうか。特に配偶者からの暴力等からの緊急避難として一時保護を実施する場合には、必要に応じて警察等とも連携して、保護に至るまでの安全確保を行うこととする旨を記載してはどうか。
- 一時保護中は、支援対象者の精神的な安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第 15 条第1項に規定する支援調整会議におけるケース会議における議論も踏まえ、今後の支援方針の検討、決定を行う必要がある旨を記載してはどうか。
- 一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者と共に考えながら、自立について本人の意思を確認し、生活再建策など自立支援の方策について検討することが重要である旨記載してはどうか。
- 一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を解除することはあってはならず、あくまで解除後の支援対象者の生活の安定の確保が図られていることを前提とすべきである旨を記載してはどうか。
- 女性相談支援センターにおいては、一時保護を解除する場合は、支援対象者が 安定した状態で解除後の生活の場に移行し、定着することができるよう、解除後も 含めた相談支援等を実施するとともに、支援対象者が解除後に異なる地方自治体 に居住する場合は、移転先の地方自治体の女性相談支援センターや女性相談支 援員と適切に連携する旨を記載してはどうか。
- 一時保護期間における支援対象者の通学について、安全上問題がなく、通学することが必要なのであれば、<u>できる限り、通学できるよう配慮することが重要</u>である旨を記載してはどうか。

### (5) 被害回復支援

- 困難な問題を抱える女性の中には、性被害や、配偶者、親族等からの身体的、 心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者も多く含まれること から、回復には一定の期間を要することも想定され、支援にあたっては、<u>心身の健</u> <u>康回復のための医学的・心理学的な支援や法的な支援</u>を行うと同時に、<u>中長期的</u> <u>な視点を持って、入所又は通所の形で、伴走型の支援を行う</u>ことが必要である旨を 記載してはどうか。また、より専門的な医学的知見等を要する場合には、必要に応じ て医療機関等と連携することも重要である旨を記載してはどうか。
- 被害回復支援には支援者にも専門性が求められること、また、 被害によって、

奪われてきたあるいは育てられてこなかった生活する力の獲得への支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められる。また、回復途上ではフラッシュバックなどが繰り返されるが、回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援が必要である旨を記載してはどうか。

- (6) 若年女性等に対する生活の場を共にすることによる支援(日常生活の回復の支援)
- 親や兄弟等からの性虐待や暴力、家族関係の悪化や家族内での孤立などにより、家が安心できない場所であり、家に戻ることができない若年女性等に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の回復や、人間らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要である旨を記載してはどうか。

こうした若年女性等に対する支援の実施に向けては、例えば、女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図ることや、都道府県や市町村が場所を提供して民間団体に運営を委託したり、地域の居住支援法人等と連携して若年女性等向けのシェアハウス等の社会資源を増やすことも有効と考えられる旨を記載してはどうか。

## (7) 同伴児童等への支援

- 同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人のこども、青少年として尊重されることが求められる旨を記載してはどうか。
- 一時保護を実施した地方公共団体においては、同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行う旨を記載してはどうか。
- 一時保護の対象者が児童以外の者(対象者の親族等)を同伴する場合には、 当該者の状況をよく確認した上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を 行い、中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援 施設への入所を検討する旨を記載してはどうか。

### (8) 自立支援

- ●「自立」とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものとして捉えた上で、個別のケースにおける自立支援の方針については、支援調整会議における個別ケース会議の場も活用して検討を行うとともに、女性自立支援施設においては、支援調整会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の意向を十分に勘案し、個別支援計画を策定する旨を記載してはどうか。また、自立支援に向けた第一歩として、多くの場合、心理的な支援が有効であり、特に、性暴力、性虐待、性搾取等の被害からの回復には心理的ケアが第一に行われる必要があることから、精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐことも必要である旨を記載してはどうか。
- <u>住宅の確保</u>について、<u>住宅確保要配慮者居住支援法人等も活用</u>しつつ、困難な問題を抱える女性が<u>住宅を確保できるように配慮</u>する必要がある旨や、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合は、女性相談支援センターが、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する旨を記載してはどうか。
- 就労支援等の日中活動支援について、支援対象者自身に寄り添って意向を丁寧に聞き取り、本人に就労意欲がある場合は、就労支援を行っている公的機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等を行う旨、また、就労が困難な者については、就労継続支援等の活用等も含め、支援対象者の日中における活動場所の確保を検討する旨を記載してはどうか。
- 生活支援について、女性自立支援施設への入所や自宅への訪問支援等を通じて、一般的な生活力を身につけるための支援や、必要に応じて保育や子育て家庭支援のサービスや、障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える旨を記載してはどうか。

また、支援対象者が児童を同伴している場合は、当該児童への学習及び生活に関する支援が十分に実施されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携し、本人と及び保護者に対して必要な情報提供を行う旨を記載してはどうか。

## (9) アフターケア

● 女性自立支援施設は、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、退所した

者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましいと考えられ、国及び地方公共団体は、女性自立支援施設が退所者のアフターケアを行うための人員配置をはじめとする体制整備の支援に努める旨を記載してはどうか。

● また、退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、<u>緩やかにつながり続ける支援が重要</u>である旨を記載してはどうか。

## 6. 支援の体制

- (1) 三機関の連携体制
- 女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立 支援施設の関係者は、<u>対等な関係性のもとで連携・共働</u>して支援対象者の支援 を実施するものである旨を記載してはどうか。

女性支援相談員又は女性相談支援センターでの相談の受付から、女性相談 支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移 行、地域生活の継続の支援まで、<u>近隣の地方自治体の各機関も含む関係者の</u> 連携により、包括的・継続的な支援を行う旨を記載してはどうか。

また、女性自立支援施設に対する入所に際しては<u>一時保護を前置することは</u>制度上必須ではなく、必要な場合には女性相談支援センターでの一時保護を経なくとも女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる手続体制を整備すべきである旨を記載してはどうか。

### (2) 民間団体との連携体制

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施主体は地方公共団体 (都道府県及び市町村)であるが、これらの施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や支援技術を持つ民間団体との協力が必要不可欠であり、 行政による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援を相互に活用 することが求められる旨を記載してはどうか。

また、国及び地方公共団体は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができる全国的なネットワークの構築や、各地域における支援の実質的な担い手となる民間団体の立ち上げ、人材育成を支援する必要がある旨、また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する旨を記載してはどうか。

## (3) 関係機関との連携体制

● 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる

分野における支援を必要としている場合が多く、<u>行政の他分野との連携も必要不可欠</u>である旨、また、<u>支援調整会議の場に関係機関が参画</u>することによる連携体制の構築や、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む旨を記載してはどうか。

特に支援対象者が児童である場合もしくは<u>児童を同伴している場合</u>は、当該児童に対しても必要なアセスメントが行われ、支援体制が整えられるよう、<u>児童相談</u>所や市町村の児童福祉主管課等との協力が必要である旨を記載してはどうか。

## (4) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性

● 配偶者暴力被害者について、加害者に見つかった場合に危害を加えられる可能性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、配偶者暴力防止法に基づく基本的な方針を踏まえて支援を行う必要がある一方で、女性自立支援施設の場合、配偶者暴力被害者である入所者が居所の秘匿等を必要としていることが、他の入所者の自立に向けた社会生活等の活動を阻害する可能性もある等、法が配偶者暴力防止法よりさらに広範な者を対象としていることから生じる課題もあることから、国及び地方公共団体は、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者の支援に特化した女性自立支援施設の設置等を含めた対応策の検討や、こうした課題を踏まえた配偶者暴力被害者とそうでない支援対象者に対する支援のあり方の検討に努める必要があることを記載してはどうか。

## 7. 支援調整会議

- 支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものであることから、<u>都道府県又は市町村が単独で、又は地理的な事情や地域資源の量な</u>ど地域の実情に応じて共同して設けることが想定される旨を記載してはどうか。
- 支援調整会議の構成員としては、地方公共団体(都道府県・市町村)の女性支援担当部局他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、一時保護の委託を受けている者、女性相談支援員(都道府県・市町村)、地域の女性自立支援施設、女性支援に関わる民間団体、配偶者暴力相談支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられ、必要に応じて、これに限らず幅広い者を構成員とすることが望ましい旨を記載してはどうか。

## ● 支援調整会議の目的は、

① 支援調整会議の構成員が、地域における困難な問題を抱える女性の実<u>能や地域で活用できる資源を把握</u>し、<u>多機関間の連携強化</u>を図るとともに<u>地域資</u>源の創出、開発を進めること、

- ② 支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携のあり方を明確化すること、
- ③ できる限り支援対象者も参加した上で、<u>支援方針の決定やアセスメント等について協議</u>し、本人の状況や意向等に照らして適切かどうかを様々な視点から検討し協議すること

が挙げられるのではないか。

- 支援調整会議を運営する際は、
  - ① 困難な問題を抱える女性を支援する体制の<u>地域における全体像及び調整会</u> 議全体の評価等を行う代表者会議、
  - ② 個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象女性の実態把握等を行う実務者会議、
  - ③ 個別ケースについて詳細な支援方針を議論する<u>個別ケース検討会議</u> に段階を分けて実施することが考えられる旨、記載してはどうか。

また、<u>調整を担当する者を明確に</u>し、特に緊急に新たな個別ケース会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすべきである旨、また、オンライン等も活用することにより機動的に実施すべき旨を記載してはどうか。

## 8. 教育·啓発

- 国及び地方公共団体は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、困難に直面した場合は支援を求めてよいという意識の涵養を図るため、教育現場等とも協力して教育・啓発を行うよう努める旨を記載してはどうか。
- また、国及び地方公共団体は、学校教育との連携による性教育や性暴力等に 関する教育を推進するとともに、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・ 啓発、広報等に努める旨を記載してはどうか。

## 9. 人材育成

- 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員(都道府県・市町村)、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図る旨を記載してはどうか。
- 国は、職務の内容に応じた研修の内容の充実化及び均霑化を図るため、都道

府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討する旨、また、併せて、関係機関の職員(女性相談支援センター、女性相談支援員(都道府県・市町村)、女性自立支援施設)に加え、地域の民間団体の職員等が、共に学び合う機会の在り方を検討する旨を記載してはどうか。

- 女性支援が自治体の様々な部門に関係し得ることを踏まえ、女性支援に関わる者以外の、男女共同参画や子ども、福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する必要がある旨を記載してはどうか。
- 国は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対して<u>適切な処遇が確保されるための措置を講ずるよう努める</u>こととするほか、<u>地方公共団体は、</u>困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対し適切な処遇を行い、人材の確保に努めることとする旨を記載してはどうか。

## 10. 調査研究等の推進

- 国及び地方公共団体は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容等に関する実態調査を行うとともに、支援ニーズの調査や支援手法、国内外の支援施策の先進事例等について積極的に調査研究を行い、支援内容の充実を図る旨を記載してはどうか。
- 特に、現行制度では、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援関係者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である旨を記載してはどうか。

### 11. 基本方針の見直し

- 基本方針策定後の全国の施行状況については、女性相談支援センター、女性相談支援員(都道府県・市町村)、女性自立支援施設それぞれの全国団体を中心に、困難問題を抱える女性に対する支援に携わる関係者が、定期的にそれぞれの現場の取組状況や課題を報告し合い、連携を深めていくプラットフォームを設けていく旨を記載してはどうか。
- 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を

行い、当該評価により得られた結果を参考にする旨、また評可能な限り定量的な 調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する旨、<u>本評価</u> により得られた結果は公表する旨を記載してはどうか。

「第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項」 関係について

- 都道府県及び市町村が、基本計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である旨を記載してはどうか。
- 1. 計画策定に向けた手続
  - (1)基本計画の期間

【P】(「はじめに」2の論点に基づく議論の結果を踏まえる)

### (2)他の計画との関係

基本計画は、<u>他の法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する</u> 事項を定める計画との調和を保つよう努めなければならない。

また、基本計画は、配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画や市町村基本計画、男女共同参画社会基本法に基づく<u>都道府県男女共同参画計画や市町村</u>男女共同参画計画と一体のものとして策定することができる。

## (3)基本計画策定前の手続

- ① 基本計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における困難を抱える女性の現状における以下の課題を把握する。
  - ア 管内の女性相談支援センター(旧婦人相談所)への相談数、相談者の年代 等の属性及び相談内容の種別、
  - イ 管内の女性相談支援センター(旧婦人相談所)において一時保護を行った者 の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由
  - ウ 管内の女性相談支援員(旧婦人相談員)への相談数、相談者の年代等の属 性及び相談内容の種別
  - エ 管内の女性自立支援施設(旧婦人保護施設)への入所者数、入所者の 年代等の属性、入所理由の種別、入所期間の分布等
  - オ 困難な問題を抱える女性への支援にあたり活用可能な民間資源及びその活動の状況
  - カ その他当該地域における困難な問題を抱える女性への支援にあたり有用と思 われるデータ

- キ 民間団体や警察からのヒアリング等による実情把握
- ク DV 防止対策等の関係の深い施策の相談、保護等の状況
- ② ①の調査・課題等の把握に基づいて、基本計画における女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設の配置や、民間団体と連携した支援等について、定量的な基本目標を明確にする。
- ③ 基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、女性相談支援センター(旧婦人相談所)関係者、女性相談支援員(旧婦人相談員)、女性自立支援施設関係者(旧婦人保護施設)、NPO法人等の民間団体等関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く意見を聴取するよう努めなければならない。
- ④ 国は、都道府県及び市町村における基本計画の策定状況を調査し、公表する。

## 2. 計画に関する評価と公表

(1)評価

次の基本計画の策定に当たっては、基本計画の運営<u>期間の満了前に、基本計画に定めた施策について評価</u>を行う。この評価は、1の(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

- (2)評価結果の公表
  - (1)の評価により得られた結果については公表する。
- (3)次の基本計画の策定
  - (1)の評価により得られた結果は次の基本計画を策定するに際して参考にする。
- 3. 基本計画に盛り込むべき施策
  - (1)困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針としては、1(3)①で 把握した地域の実情や課題及び1(3)②の基本目標を記載する。
  - (2)困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項としては、 第2の1から9までに掲げられた施策のうち、当該都道府県又は市町村において 今後実施する困難を抱える女性への支援内容に関する事項を記載する。
  - (3)その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事

# 項

その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項としては、第2の1から9までに記載されていない施策であって当該都道府県又は市町村が今後実施する予定のもの及び当該基本計画の見直し方法について記載する。

法律	政令案	省令案	告示案	資料2
【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)】 (基本方針) 第七条 <u>厚生労働大臣は</u> 、困難な問題を抱える女性への支援 のための施策に関する <u>基本的な方針(以下「基本方針」という。)</u> を定めなければならない。	_	_	【困難な問題を抱える女性への支援のため 本的な方針(別途議論)】	未定稿の施策に関する基
(女性相談支援センター) 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。 2~6 (略) 7 第三項第二号の一時保護は、 <u>緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合</u> に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は <u>厚生労働大臣が定める基準を満たす者</u> に委託して行うものとする。		一 同居する者等又は配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合 三 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定するつきまた。	ハ 一時保護対象者の処遇について、女性と連携を図ること。 二 夜間を含め、速やかに一時保護対象者	基準】 対対 対対 対対 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学
	【女性相談支援センターに関する政令】 (女性相談支援センターの所長) 第一条 女性相談支援センターの所長は、所長の職務を行うに必要 な識見を有する者のうちから任用しなければならない。	_	I	
11 前各項に定めるもののほか、 <u>女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める</u> 。	(女性相談支援センターの職員) 第二条 女性相談支援センターの職員のうち、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「法」という。)第九条第三項第一号に規定する相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならない。 2 法第九条第三項第三号に規定する医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用するように努めなければならない。 — 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有する者 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 三 前二号に掲げる者に準ずる者	_	_	
(民間の団体との協働による支援) 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に 関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重し つつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しな がら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係 機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、そ の発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。	_	【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則】 (法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法) 第二条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法は、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行及び相談窓口の設置その他法第二条に規定する困難な問題を抱える女性を支援する適切な方法とする。	_	

法律	政令案	省令案	告示案	<b>資料2</b>
(都道府県及び市町村の支弁) 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。     女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)     工 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用 (国の負担及び補助) 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)】(国の負担及び補助) 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十	項各号に掲げる費用を除く。)とする。 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十八条第一項の規定により国が負担する同法第二十七条第一項第二号(同法第二十八条の二において準用する場合を含む。)に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十七条第一項第二号に規定する一時保護の実施に要する費用二前号に規定する一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費			
二市が前条第二項の規定により支弁した費用	(費用の算定基準) 第四条 前条第一項及び第三項の費用は、厚生労働大臣が定める職員の旅費、備品費、消耗品費等の額を合計して算定するものとする。 2 前条第二項第一号及び第四項第一号の費用は、厚生労働大臣が地域差等を考慮して定める女性相談支援センターでこれらの規定に規定する一時保護が行われた者(以下この条において「一時保護対象者」という。)一人一日当たりの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に一時保護対象者の延べ人員を乗じて算定するものとする。	_	_	
	3 前条第二項第二号及び第四項第二号の費用は、厚生労働大臣が地域差、一時保護対象者の延べ人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとする。			
【社会福祉法(昭和26年法律第45号)】 (社会福祉施設の基準) 第六十五条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。  一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数 二 社会福祉施設に配置する職員及びその員数 二 社会福祉施設に係る居室の床面積 三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 四 社会福祉施設の利用定員 3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。	_	【女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準】 ※基準全体は別紙参照 (給付金として支払を受けた金銭の管理) 第十七条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。  一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。  二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。  三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。  四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。	【女性自立支援施設の設備及び運営に関する基の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金)女性自立支援施設の設備及び運営に関する基規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による!平成二十三年度における子ども手当の支給等に置法(平成二十三年法律第百七号)の規定によする。	 準第十七条の  児童手当法  児童手当及び  関する特別措

## 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(案)

見出し	内容
趣旨	第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準第九条及び第十条の規定による基準 二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準 三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの
基本方針	第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処 遇を行うよう努めなければならない。
最低基準と 女性自立支援施設	第三条 女性自立支援施設は、最低基準(社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。)を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなけれ ばならない。
構造設備の 一般原則	第四条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
非常災害対策	第五条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
安全計画の策定等	第六条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、施設外での活動を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を立て、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
苦情への対応	第七条 女性自立支援施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。 2 女性自立支援施設は、その行った処遇に関し、女性相談支援センターから指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
帳簿の整備	第八条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。
職員	第九条 女性自立支援施設には、施設長、入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと)を行う職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。
施設長の資格要件	第十条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。 三 心身ともに健全な者であること。

見出し	内容
設備の基準	第十一条 女性自立支持施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の種物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する 南火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築側(同金電九号の三に規定する籍水)建築物をいう。次項において同じ。)でむければならない。 2 前項の規定にかわたり。第四値段単本(背座離市及び甲維氏とかては、次の各号のいずれかの要件を満たす未造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物とは革前火建築物とすることを要しない。 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区値の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 - 非常無常報設値の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 - 建設相の研究では、決め、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 - 建設相の研究をは、決め、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 - 非常素を設置して、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。 - 相談室 福庭室 回 加盟 - 1 相談室 - 1 相談を - 1 相談の表別を - 1 相談を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談を - 1 相談を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談の表別を - 1 相談を -
居室の入所人員	第十二条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

見出し	内容
自立の支援等	第十三条 女性自立支援施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。 2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。 3 女性自立支援施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。 4 女性自立支援施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。
求職	第十四条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。 3 栄養士を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。
業務継続計画の 策定等	第十五条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
保健衛生	第十六条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
給付金として支払を 受けた金銭の管理	第十七条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として 支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。
関係機関との連携	第十八条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、福祉事務所、都道府県警察、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体、母子・父子福祉団体、医療機関、公 共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び女性相談支援員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。
電磁的記録	第十九条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関係法令等の体系

困難女性支援法の下位法令としては、同法の委任規定に基づき以下の政省令・告示がある。

○女性相談支援センターの包

括委任規定

○ 特に、「困難な問題を~基本的な方針」は、各種下位法令を含め、支援施策全体に通ずる基本方針として、支援に関する基本的事項や施策内 容、施策の実施に関する重要事項を定めるものであり、同法の基本理念等を具現化するための重要な位置付けを占めている。

### 告示 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 法律 (主な内容の例) ○困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項 ○困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項 ○都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項 困難な問題を抱え る女性への支援に 省令 関する法律 政令 困難な問題を抱える女性への支援に 女性相談支援センターに関 関する法律施行規則 する政令 (新設) (旧婦人相談所に関する政 (主な内容の例) (新設) ○一時保護の要件 法律 (主な内容の例) ○民間団体と協働して行う支援の方法 ○女性相談支援センターの所 基準 長の要件 配偶者からの暴力 ○国が自治体に対して負担す の防止及び る費用の範囲

# 法律

社会福祉法

被害者の保護等に

関する法律

女性自立支援施設の設備及び 運営に関する基準

(旧婦人保護施設の設備及び運営に関する基

(主な内容の例)

- ○女性自立支援施設の設備基準 (構造設備、居室の最低面積等)
- ○女性自立支援施設の人員配置基準 (施設長の要件、職員配置等)
- ○入所中の支援 (自立促進計画、保健衛生、給食等)

困難な問題を抱える女性へ の支援に関する法律第九条 第七項の規定に基づき厚生 労働大臣が定める基準

○一時保護を委託できる者の

女性自立支援施設の設備 及び運営に関する基準第○ 条の規定に基づき厚生労働 大臣が定める給付金

(旧婦人保護施設の設備及び運 営に関する基準第十四条の二の 規定に基づき厚生労働大臣が定 める給付金)

- ○施設の設置者が区分管理す べき給付金の種類
- ※法令の名称は法律を除き仮称

# 女性保護関係 基礎資料

1. 婦人相談所について

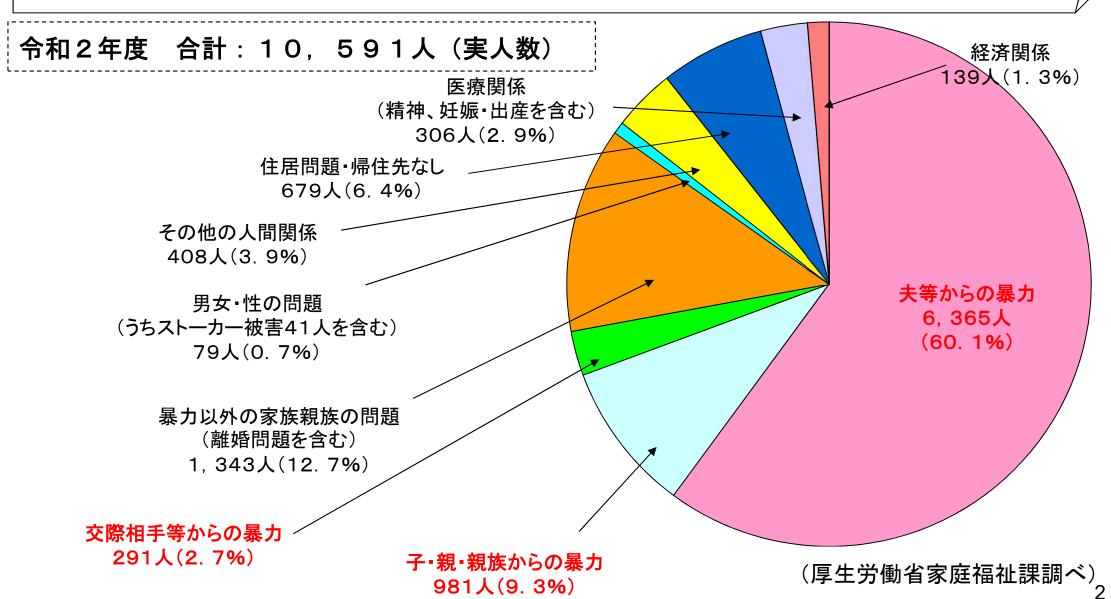
# 婦人相談所の都道府県別設置状況

# (令和3年4月1日)

1 北海道	道 北海道立女性相談援助センター	26	京都府	京都府家庭支援総合センター
2 青森県	県青森県女性相談所	27	大阪府	大阪府女性相談センター
3 岩手県	県岩手県福祉総合相談センター	28	兵庫県	兵庫県女性家庭センター
4 宮城県	県 宮城県女性相談センター	29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5 秋田県	県 秋田県女性相談所	30	和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6 山形県	県 山形県女性相談センター	31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7 福島県	県福島県女性のための相談支援センター	32	島根県	島根県女性相談センター
8 茨城県	県茨城県女性相談センター	32	<b>岛</b> 似乐	(島根県女性相談センター西部分室)
9 栃木県	県とちぎ男女共同参画センター	33	岡山県	岡山県女性相談所
10 群馬県	県 群馬県女性相談所	34	広島県	広島県西部こども家庭センター
11 埼玉県	県 埼玉県婦人相談センター	35	山口県	山口県男女共同参画相談センター
12 千葉県	県 女性サポートセンター			徳島県中央こども女性相談センター
13 東京都	東京都女性相談センター	36	徳島県	徳島県南部こども女性相談センター
13 米尔彻	(東京都女性相談センター 多摩支所)			徳島県西部こども女性相談センター
14 神奈川県	川県 神奈川県立女性相談所	37	香川県	香川県子ども女性相談センター
15 新潟県	県新潟県女性福祉相談所	38	愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター
16 富山県	県 富山県女性相談センター	39	高知県	高知県女性相談支援センター
17 石川県	県石川県女性相談支援センター	40	福岡県	福岡県女性相談所
18 福井県	県福井県総合福祉相談所	41	佐賀県	佐賀県婦人相談所
19 山梨県	県 山梨県女性相談所	42	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20 長野県	県 長野県女性相談センター	43	熊本県	熊本県女性相談センター
21 岐阜県	県 岐阜県女性相談センター	44	大分県	大分県婦人相談所
22 静岡県	県静岡県女性相談センター	45	宮崎県	宮崎県女性相談所
23 愛知県	県愛知県女性相談センター	46	鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24 三重県	県 三重県女性相談所	47	沖縄県	沖縄県女性相談所
25 滋賀県	県 滋賀県中央子ども家庭相談センター		合計	全国49か所
22 静岡県 23 愛知県 24 三重県	県静岡県女性相談センター県愛知県女性相談センター県三重県女性相談所	45 46	宮崎県 鹿児島県 沖縄県	宮崎県女性相談所 鹿児島県女性相談センター

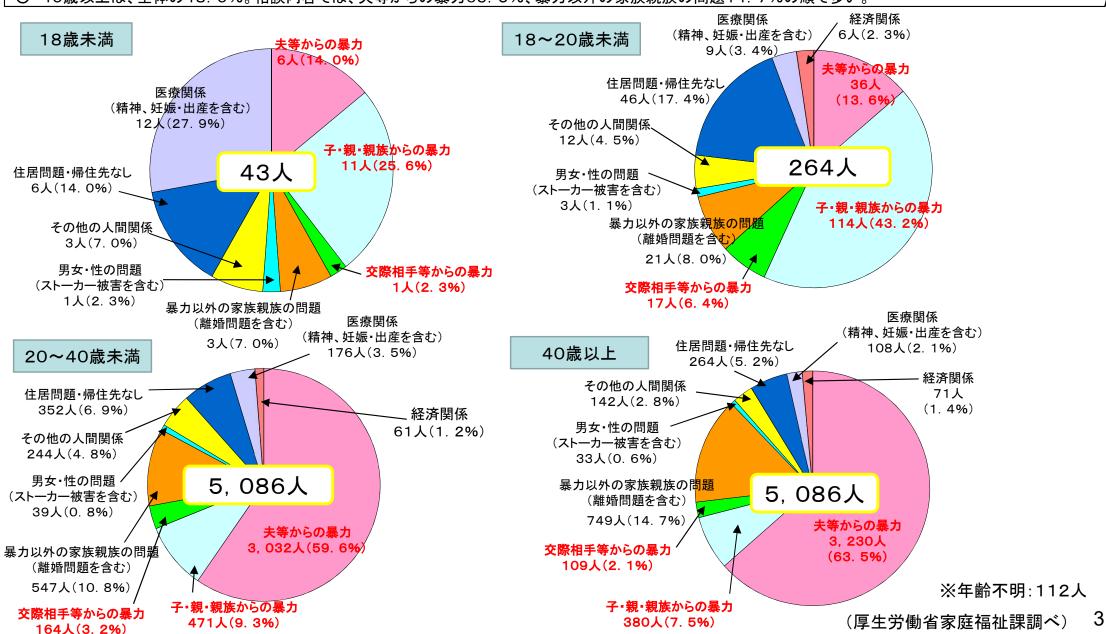
# 婦人相談所が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の60.1%となっている。
- 〇「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の72.1%を暴力被害の相談 が占めている。



# 婦人相談所が受付けた来所相談の内容(年齢別)

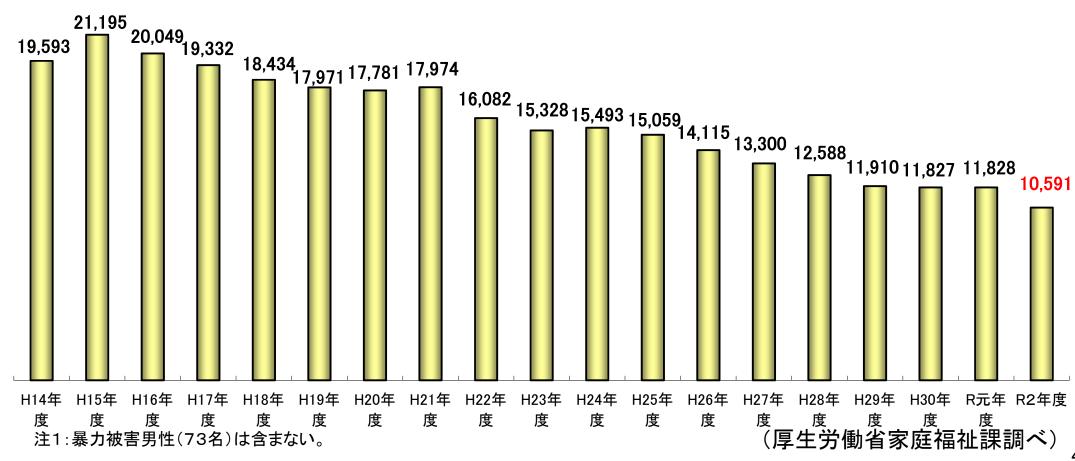
- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、医療関係(精神、妊娠・出産を含む)27.9%、子・親・親族からの暴力25.6%の順で多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の2.5%。相談内容では、子・親・親族からの暴力43.2%、住居問題・帰住先なし17.4%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の48.0%。相談内容では、夫等からの暴力59.6%、暴力以外の家族親族の問題10.8%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の48.0%。相談内容では、夫等からの暴力63.5%、暴力以外の家族親族の問題14.7%の順で多い。



# 婦人相談所の来所相談人数の推移

〇来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

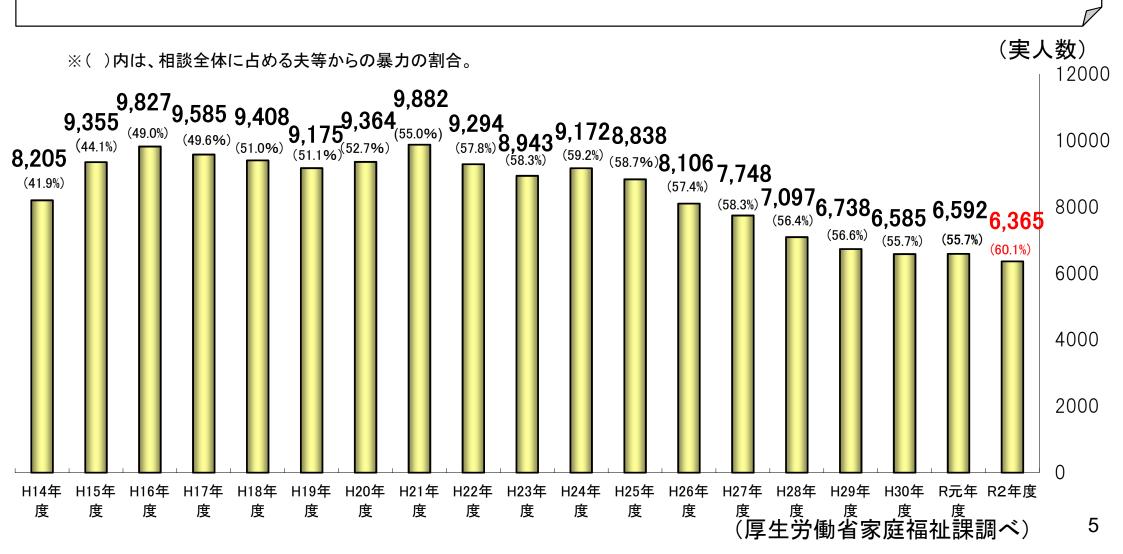
(実人数)



# 婦人相談所の相談人数の推移

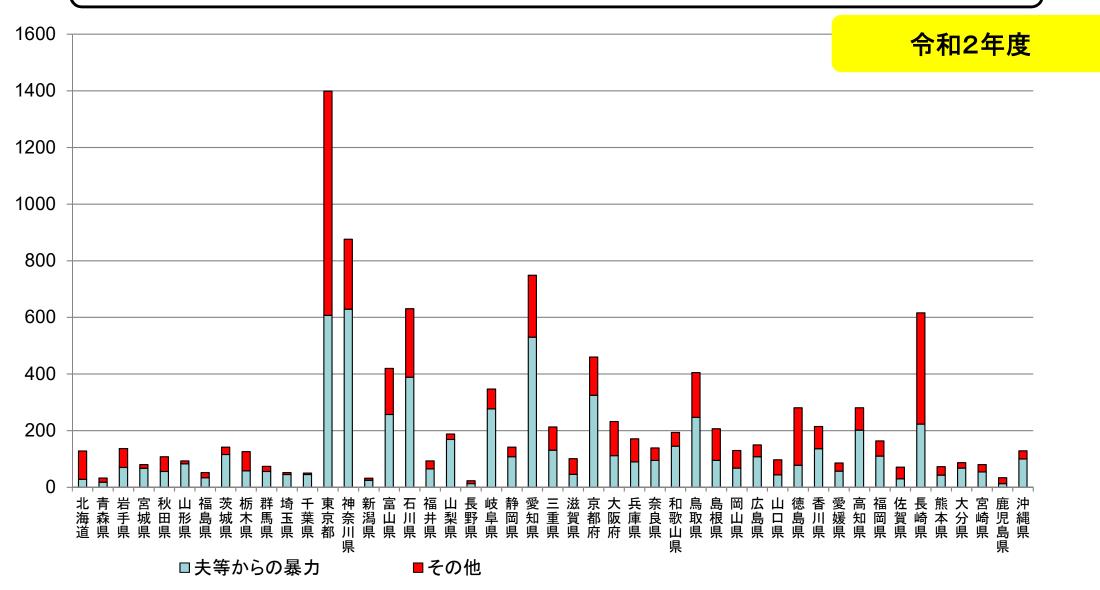
(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

- 〇婦人相談所における夫等からの暴力の相談人数は年間6,365人となっている。
- 〇相談人数は、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は、横ばい傾向であったが、平成25年度から徐々に減少してきている。



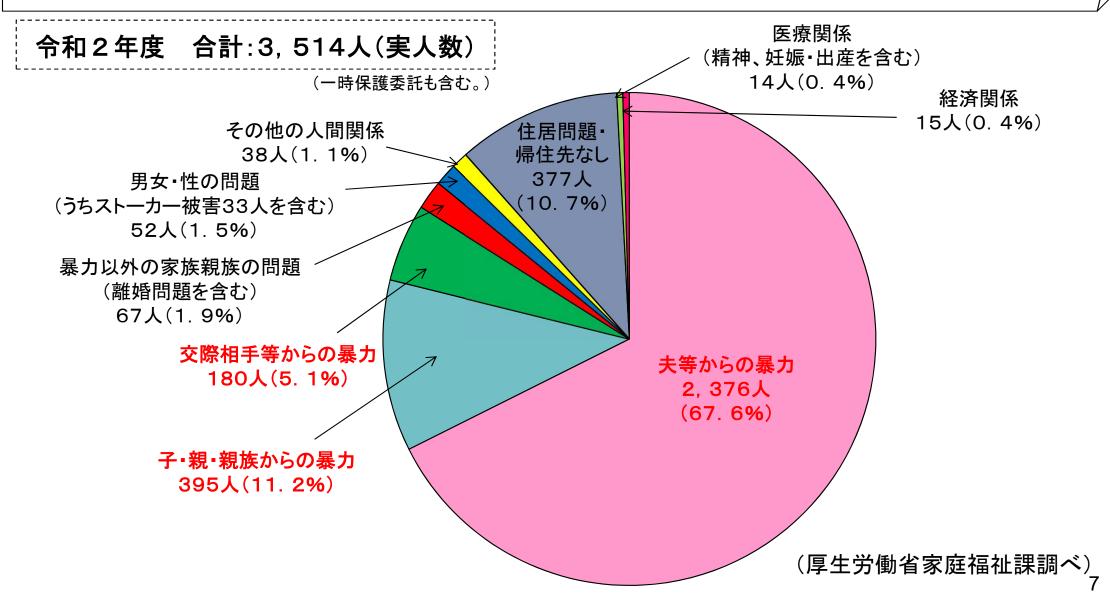
# 婦人相談所における来所による都道府県別相談人数

〇来所相談人数のうち夫等からの暴力の占める割合は都道府県毎に差がある。



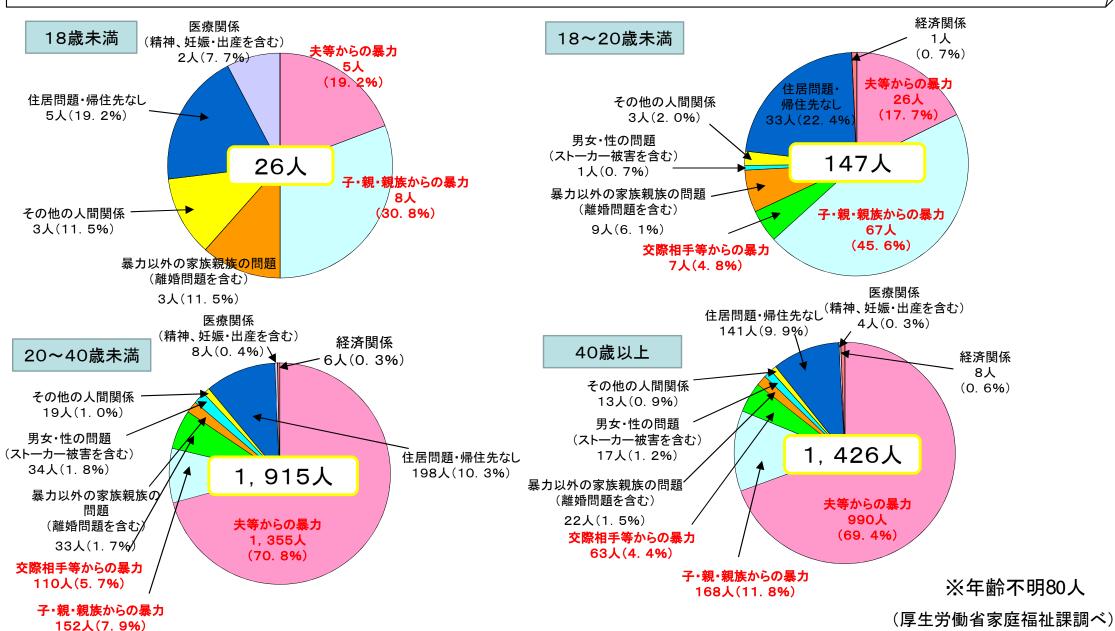
# 婦人相談所における一時保護の理由

- 〇「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の67.6%を占めている。
- 〇「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.9%を暴力被害が占めている。



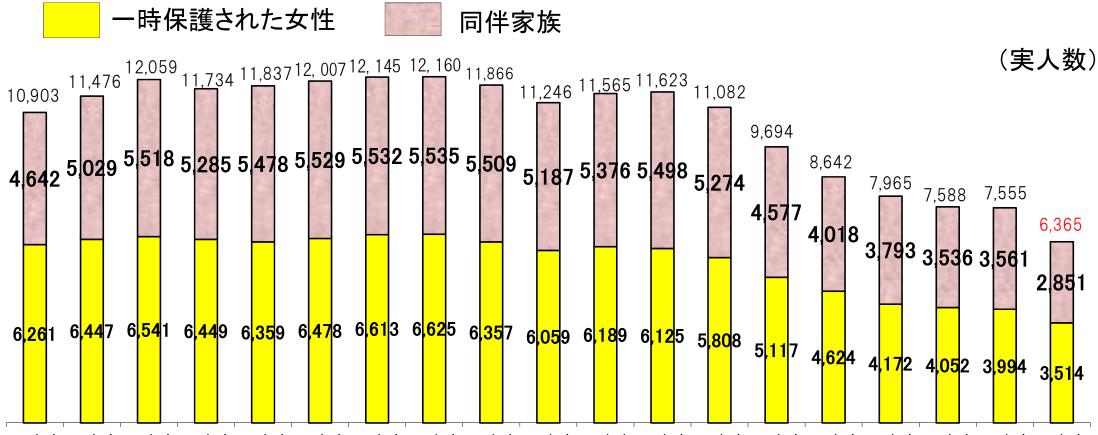
# 婦人相談所における一時保護の理由(年齢別)

- 18歳未満は、全体の0.7%。保護理由では、子・親・親族からの暴力30.8%、夫等からの暴力及び住居問題・帰住先なしがそれぞれ19.2%である。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.2%。保護理由では、子・親・親族からの暴力45.6%、住居問題・帰住先なし22.4%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の54.5%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力70.8%、住居問題・帰住先なし10.3%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の40.6%。保護理由では、夫等からの暴力69.4%、子・親・親族からの暴力11.8%の順で多い。



# 婦人相談所による一時保護者数の推移

- 〇婦人相談所により一時保護された女性は3,514人。同伴家族の数が2,851人で、 合計6,365人となっている。(一時保護委託を含む。)
- 〇一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

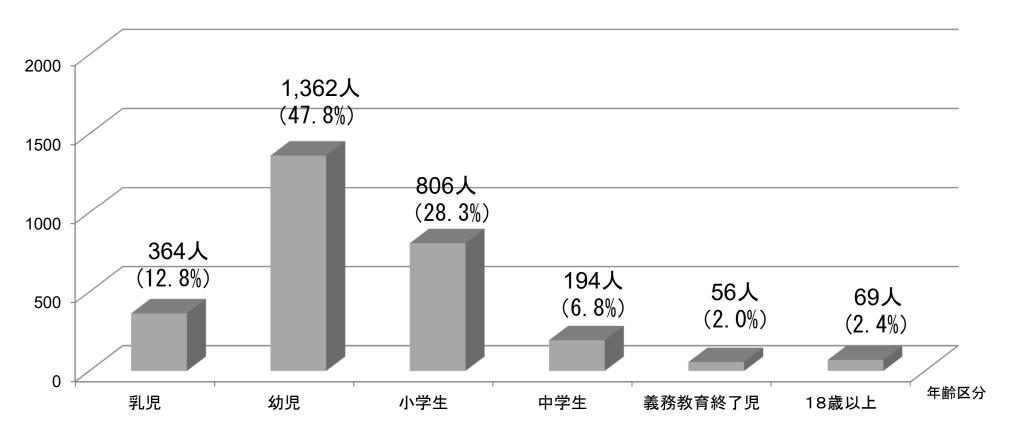


H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 一時保護同伴家族の状況(令和2年度)

- ○60.6%が乳児・幼児。28.3%が小学生。同伴家族の97.7%が18歳未満の児童。
- 〇ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 〇年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:2,851人(実人員)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所による一時保護の在所期間

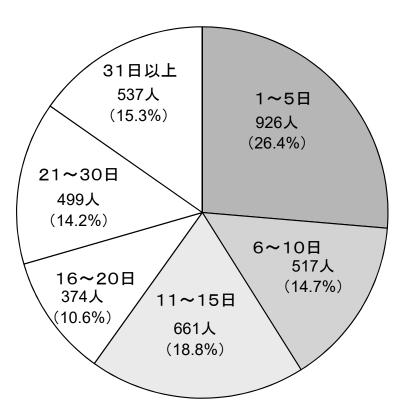
- 〇一時保護の平均在所日数は令和2年度は17.1日となっている。
- 〇平均在所日数の推移をみると、平成26年度から平成29年度にかけて増加したが、 平成30年度に減少した後、令和元年度は再度増加した。

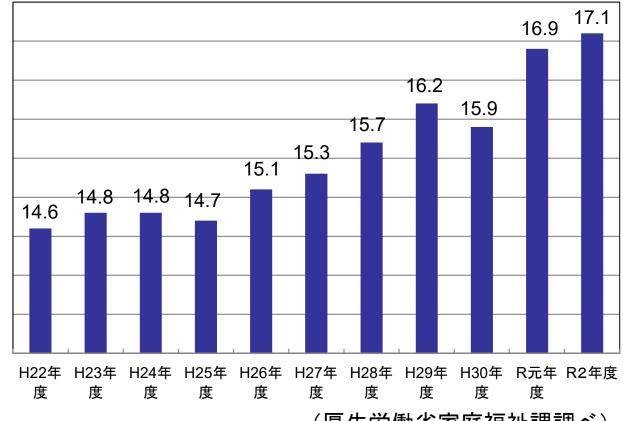
# 令和2年度 合計:3,514人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

# 平均在所日数の推移

(日)





(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 一時保護された女性の一時保護後の主な状況 ( 令和2年度中の退所者: 3, 454人の内訳 )

退所先		(R2:	年度)	(参考:R元年度)		
	, , , _ ,		%	人	%	
1.6	婦人保護施設	328	9.5	394	10.1	
施 設	母子生活支援施設	400	11.6	463	11.9	
	その他の社会福祉施設	406	11.8	414	10.6	
民	間 団 体	290	8.4	134	3.4	
自	<u>'</u>	455	13.2	517	13.2	
帰	宅	531	15.4	599	15.3	
帰:	郷(実家等)	498	14.4	639	16.4	
知	人・友 人 宅	140	4.1	167	4.3	
病	·····································	96	2.8	103	2.6	
そ	の 他	310	9.0	473	12.1	
	計	3,454	100.0	3,903	100.0	

※このほかに、同伴家族が2,439人いる。うち2,345人(96.1%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は64人(2.6%)、帰宅が4人(O.2%)、 その他が26人(1.1%)。 (厚生労働省家庭福祉課調べ) 12

# 一時保護委託の状況

- 〇 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、令和3年4月1日現在で333施設。
- ※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 令和2年度における一時保護委託人数は、2,314人。 (女性本人1,136人、同伴家族1,178人)である。
- 女性本人の平均在所日数17.5日となっている。(一時保護委託ケース)

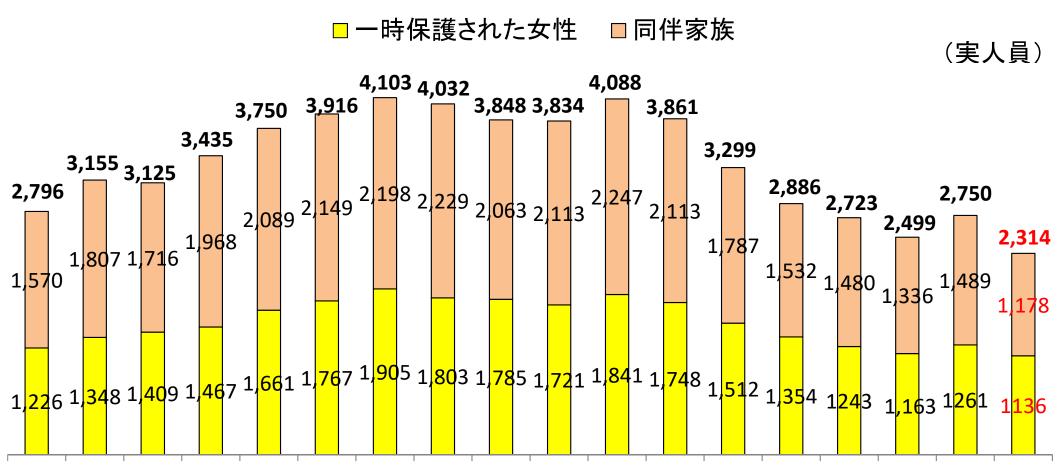
# 一時保護の委託契約施設数(令和3年4月1日現在)

施設区分	母子生活 支援施設	民間 シェルター	児童福祉 施設 (注1)	障害者 支援施設	婦人保護 施設	老人福祉 施設	保護施設	その他	合 計
カ所数	113	65	60	28	22	22	10	13	333
(注2)	(112)	(69)	(54)	(29)	(21)	(25)	(11)	(10)	(331)

(注1) 母子生活支援施設を除く。 (注2) ( )内は、令和2年4月1日現在

# 一時保護委託の推移

- 〇平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 〇平成15年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、 平成26年度から減少傾向にある。



H15年 H16年 H17年 H18年 H19年 H20年 H21年 H22年 H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年 H29年 H30年 R元年 R2年

# (附票)婦人相談所における一時保護委託状況(女性本人)

# 令和2年度

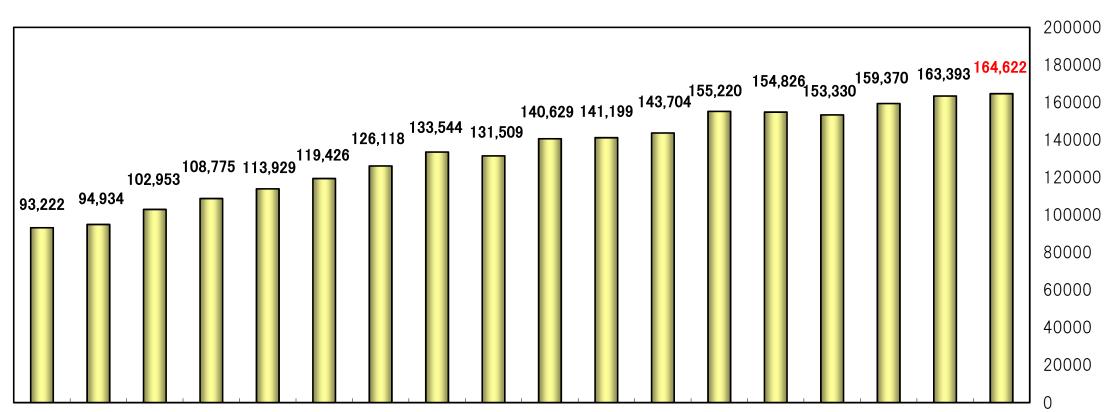
	一時保護人数									
					うちー	-時保護委	託人数			
	合計	婦人保護施設	母子生活支援施設	(母子生活支援施設児童福祉施設	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	計
北海道	157	0	10	0	0	0	0	86	0	96
青森県	16	0	2	0	0	0	0	0	0	2
岩手県	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	41	0	1	0	0	0	0	0	0	1
秋田県	21	0	8	0	0	0	0	0	0	8
山形県	18	0	1	1	0	0	0	0	0	2
福島県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	75	0	2	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	52	0	7	0	0	0	0	9	0	16
群馬県	29	0	0	0	0	0	0	1	0	1
埼玉県	59	0	0	0	0	0	0	12	0	12
千葉県	104	4	9	0	0	0	0	0	1	14
東京都	658	250	2	0	0	0	0	8	0	260
神奈川県	225	0	0	0	0	0	0	63	0	63
新潟県	24	0	10	0	0	0	0	0	0	10
富山県	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	12	0	3	2	0	0	0	0	0	5
岐阜県	56	0	16	0	0	0	0	0	0	16
静岡県	57	1	4	0	1	0	0	5	0	11
愛知県	138	21	45	0	0	0	0	0	0	66
三重県	46	15	8	0	0	0	0	0	0	23

	一時保護人数									
					うちー	·時保護委	託人数			
	合計	婦人保護施設	母子生活支援施設	(母子生活支援施設児童福祉施設	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	ā†
滋賀県	67	0	23	0	0	0	0	0	0	23
京都府	139	0	2	0	0	0	0	1	0	3
大阪府	344	182	64	0	1	4	0	8	0	259
兵庫県	165	49	1	0	0	0	0	6	0	56
奈良県	57	0	8	0	0	0	0	0	0	8
和歌山県	55	0	3	0	0	0	0	0	0	3
鳥取県	36	0	13	0	0	0	0	9	0	22
島根県	17	0	0	1	0	0	0	0	0	1
岡山県	61	0	0	0	0	0	0	2	0	2
広島県	94	18	17	0	0	0	0	2	0	37
山口県	14	0	1	0	0	0	0	2	0	3
徳島県	15	0	1	0	0	0	0	1	0	2
香川県	51	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県	25	0	1	0	0	0	0	0	0	1
高知県	31	0	1	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	120	16	53	0	0	0	0	5	0	74
佐賀県	26	2	2	0	0	0	0	0	0	4
長崎県	58	0	0	1	0	0	0	0	0	1
熊本県	36	0	4	0	0	0	0	0	0	4
大分県	41	0	12	1	0	0	0	0	0	13
宮崎県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1
沖縄県	54	3	3	0	0	1	0	2	0	9
合計	3,514	562	338	6	2	5	0	222	1	1136

# 2. 婦人相談員について

## 婦人相談員による相談の状況(実人員)

- 婦人相談員が受け付けた相談実人員(来所相談及び電話相談等)は、増加傾向となっている。
- 〇 DV防止法全面施行の平成14年度(93,574件)と比較すると、令和2年度の相談実人員は、約 1.76倍の増加となっている。

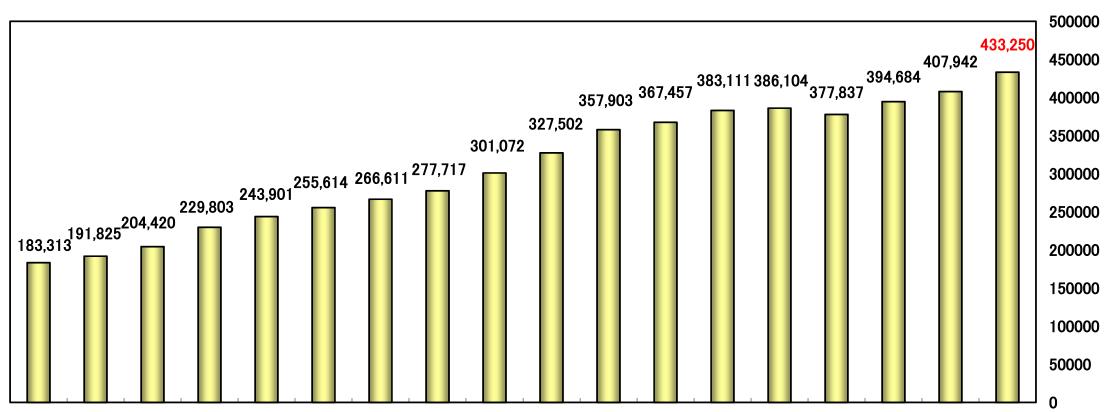


H15年度H16年度H17年度H18年度H19年度H20年度H21年度H22年度H23年度H24年度H25年度H26年度H27年度H28年度H29年度H30年度R元年度 R2年度

※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

## 婦人相談員による相談の状況(延べ件数)

- 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数(来所相談及び電話相談等)は、年々増加している。
- 〇 DV防止法全面施行の平成14年度(174,704件)と比較すると、令和2年度の相談延べ件数は、約2.48倍の伸びとなっている。



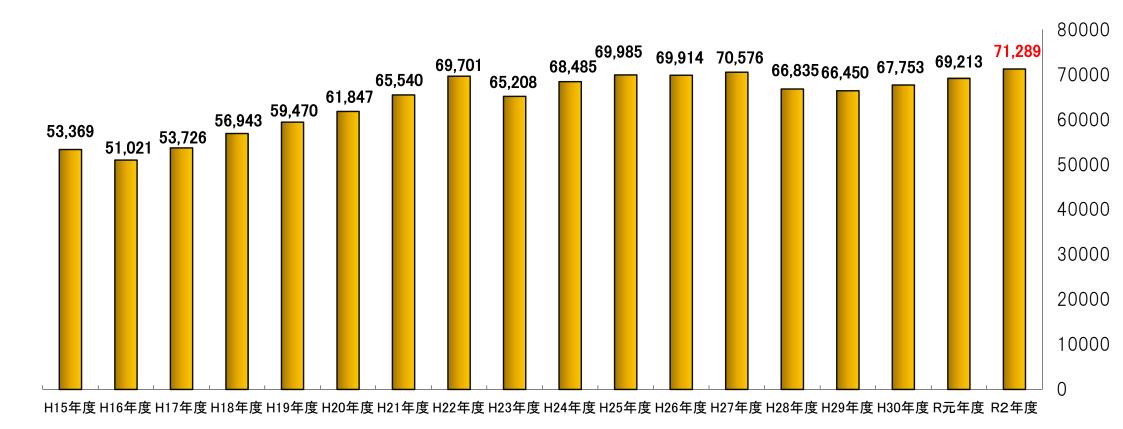
H15年度H16年度H17年度H18年度H19年度H20年度H21年度H22年度H23年度H24年度H25年度H26年度H27年度H28年度H29年度H30年度R元年度 R2年度

※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

### 婦人相談員による来所相談人数の推移(実人員)

〇来所相談件数は、平成22年度から横ばい傾向にある。

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置されている婦人相談員が受けた来所相談人数

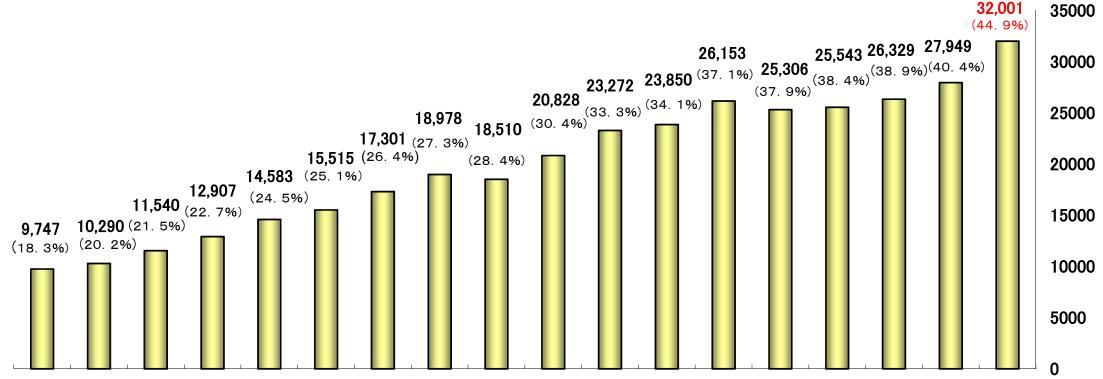


### 婦人相談員による相談人数の推移(実人員)

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

〇婦人相談員における夫等からの暴力の相談人数の相談全体に占める割合は 年々増加している。

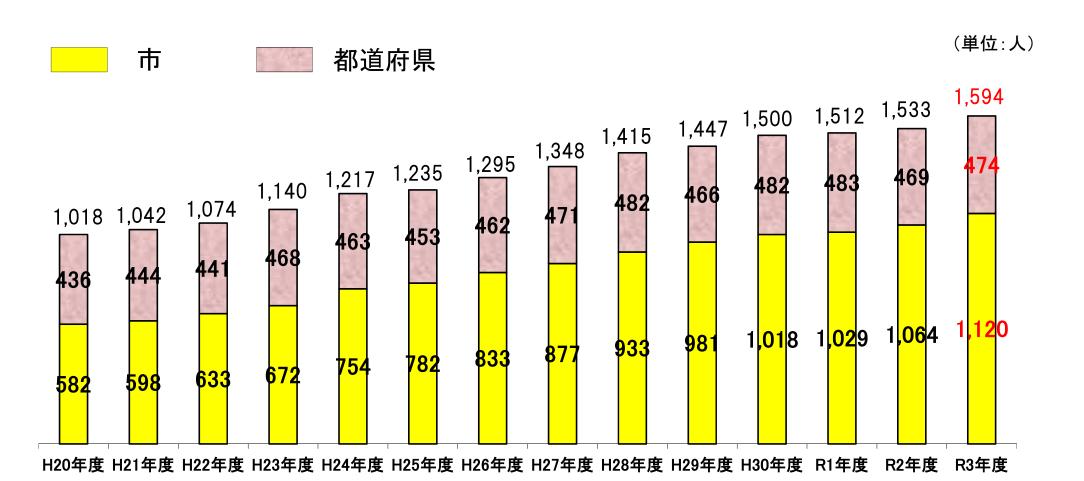
※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。



H15年度H16年度H17年度H18年度H19年度H20年度H21年度H22年度H23年度H24年度H25年度H26年度H27年度H28年度H29年度H30年度R元年度R2年度

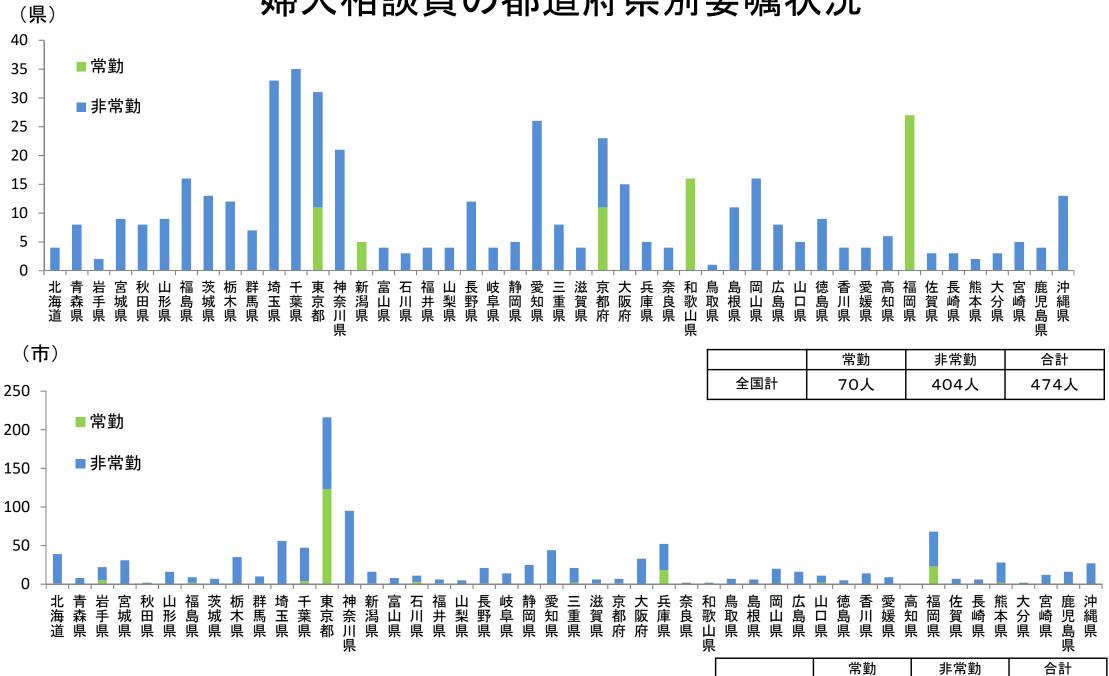
## 婦人相談員の推移

- 〇婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相 談に対応している。
- 〇婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。



令和3年4月1日現在

# 婦人相談員の都道府県別委嘱状況



令和3年4月1日現在

全国計 190人 930人 1, 120人

## 婦人相談員の配置状況と在職年数

- 〇総数1,594人のうち260人、16.3%が常勤となっている。
  - (常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)
- ○3年未満の相談員が都道府県では40.5%、市では43.5%を占めている。

#### 配置状況(令和3年4月1日) 在職年数(令和3年4月1日) (単位:人) 15年以上20年未満 (県) 合計 市 合計 市 34人 (7.2%)北海道 滋賀県 39 43 6 10 10年以上15年未満 青森県 京都府 7 30 16 23 20年以上 大阪府 岩手県 2 22 24 15 33 48 45人 11人 (9.5%)宮城県 9 31 40 兵庫県 5 52 57 3年未満 (2.3%)秋田県 奈良県 6 10 192人 5年以上10年未満 (40.5%)山形県 和歌山県 9 16 16 2 18 25 福島県 鳥取県 16 25 7 101人 (21.3%)茨城県 島根県 13 11 6 17 20 3年以上5年未満 栃木県 岡山県 12 35 47 16 20 36 91人 群馬県 7 広島県 10 16 24 17 計474人 (19.2%)埼玉県 山口県 33 56 89 5 11 16 千葉県 徳島県 35 47 82 9 5 14 15年以上20年未満 (市) 10年以上15年未満 東京都 香川県 31 216 247 14 18 47人 92人 (4.2%)神奈川県 21 95 116 愛媛県 13 (8.2%)新潟県 高知県 5 16 21 0 20年以上 富山県 福岡県 12 27 95 68 3年未満 17人 石川県 佐賀県 3 11 14 3 7 10 (1.5%)5年以上10年未満 福井県 10 長崎県 9 487人 (43.5%)山梨県 熊本県 9 2 28 30 272人 長野県 12 21 33 大分県 3 2 5 (24.3%)岐阜県 3年以上5年未満 宮崎県 5 4 14 18 12 17 静岡県 5 25 30 鹿児島県 4 16 20 205人 愛知県 26 44 70 沖縄県 13 27 40 (18.3%)計1. 120人 三重県 8 21 29 合計 474 1.120 1.594 (厚牛労働省家庭福祉課調べ)

はしたまりませんに

			婦人木	目談員の配置	<b>置状況</b>	令和3	年4月1日現在
都道府	<b></b>	都道府県知事 による委嘱	市長による委嘱	計	市区数 (A)	婦人相談員 配置市区数(B)	配置率 (B/A%)
1 北海	道	4	39	43	35	12	34.3%
2 青 柔	森	8	8	16	10	5	50.0%
3 岩 手		2	22	24	14	14	100.0%
4 宮 坊	成	9	31	40	14	4	28.6%
5 秋田		8	2	10	13	1	7.7%
6 山 册		9	16	25	13	13	100.0%
7 福 島		16	9	25	13	5	38.5%
8 茨 坊		13	7	20	32	4	12.5%
9 栃オ		12	35	47	14	14	100.0%
10 群 馬		7	10	17	12	5	41.7%
11 埼 ヨ		33	56	89	40	16	40.0%
12 千 芽		35	47	82	37	14	37.8%
13 東 京		31	216	247	49	49	100.0%
14 神奈」		21	95	116	19	18	94.7%
15 新 潟		5	16	21	20	6	30.0%
16 富山		4	8	12	10	4	40.0%
17 石川		3	11	14	11	5	45.5%
18 福 井		4	6	10	9	5	55.6%
19 山 季		4	5	9	13	2	15.4%
20 長 野		12	21	33	19	14	73.7%
21 岐阜		4	14	18	21	9	42.9%
22 静 🗈		5	25	30	23	17	73.9%
23 愛 矢		26	44	70	38	8	21.1%
24 三 重 25 滋 資		8	21	29	14	14	100.0%
		4	6 7	10	13 15	6	46.2%
26 京 者 27 大 阪		23 15		30 48	33	12	26.7% 36.4%
28 兵庫		5	33 52	57	29	18	62.1%
29 奈 島		4	2	6	12	18	8.3%
30 和歌		16	2	18	9	1	11.1%
31 鳥 耶		1	7	8	4	4	100.0%
32 島 村		11	6	17	8	2	25.0%
33 岡山		16	20	36	15	4	26.7%
34 広島		8	16	24	14	10	71.4%
35 山口		5	11	16	13	9	69.2%
36 徳 島		9	5	14	8	3	37.5%
37 香川		4	14	18	8	8	100.0%
38 愛 娘		4	9	13	11	6	54.5%
39 高 矢		6	0	6	11	0	0.0%
40 福 🖺		27	68	95	29	11	37.9%
41 佐 賀		3	7	10	10	5	50.0%
42 長崎		3	6	9	13	4	30.8%
43 熊 本		2	28	30	14	14	100.0%
44 大 分		3	2	5	14	1	7.1%
45 宮崎	崎	5	12	17	9	4	44.4%
46 鹿児.		4	16	20	19	8	42.1%
47 沖 絹	縄	13	27	40	11	11	100.0%
合計	H	474	1120	1594	815	404	49.6%

## 婦人相談員の配置状況(機関別)

令和3年4月1日現在

	本	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	婦人相談所	その他	計 (人)
都道府県	9	66	148	221	30	474
市	329	27	664	0	100	1,120
計	338	93	812	221	130	1,594

<sup>※</sup>東京都特別区(23区)を含む。

<sup>※</sup>婦人相談員については、売春防止法第35条の規定により、都道府県知事は委嘱するものとし、市長は委嘱することができるとされている。

# 3. 婦人保護施設について

# 婦人保護施設の都道府県別設置状況

### 令和3年4月1日現在

加关点旧石	名	設置運営
都道府県名	10 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	双旦建名
北海道	北海道立女性相談援助センター	公設公営
青 森	_	_
岩 手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	公設民営
秋 田	秋田県陽光園	公設民営
山形	金谷寮	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨 城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群馬	三山寮	公設公営
埼 玉	埼玉県婦人相談センター	公設公営
<b>一</b>	婦人保護施設 望みの門学園	民設民営
千 葉	かにた婦人の村	民設民営
	救世軍新生寮	民設民営
	いこいの家	民設民営
東京	いずみ寮	民設民営
	救世軍婦人寮	民設民営
	慈愛寮	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	公設民営
新 潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富山	_	_
石 川	石川県白百合寮	公設公営
福井	福井県若草寮	公設公営
山 梨	山梨県婦人保護施設	公設公営
長 野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	公設公営
岐 阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	公設民営
<b>靐</b> 左□	愛知県立白菊荘	民設民営
愛 知	愛知県立成願荘	民設民営

都道府県名	名称	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京 都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大 阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
八败	<b>"</b> のぞみ寮	公設民営
兵 庫	神戸婦人寮	民設民営
<b>大</b> 净	姫路婦人寮	民設民営
奈 良	_	_
和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	公設公営
鳥取	_	_
島根	_	_
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	公設公営
広 島	シャロン・ハウス	民設民営
山口	山口県大内寮	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	公設公営
香川	玉藻寮	公設公営
愛 媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高 知	_	_
福岡	アベニール福岡	公設民営
佐 賀	婦人保護施設 たちばな	民設民営
長 崎	県立清和寮	公設公営
熊本	_	_
大 分	大分県婦人寮	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	婦人保護施設フェリオ鹿児島	民設民営
沖 縄	うるま婦人寮	公設民営
	全国47か所	

### 婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)

〇婦人保護施 設の入所者 数及び定員 は年々少しず つ減少してき ている。

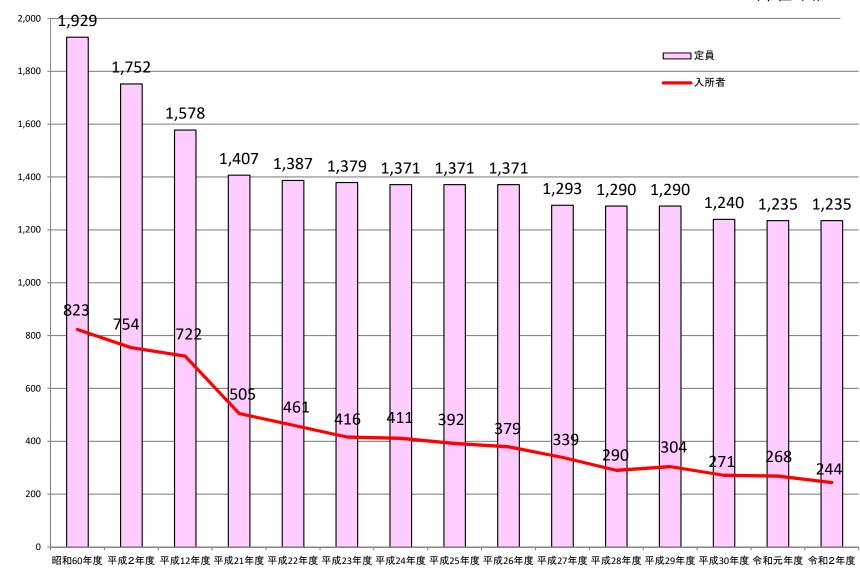
〇定員に対する 充足率も低下 してきている。

昭和60年

42. 7%



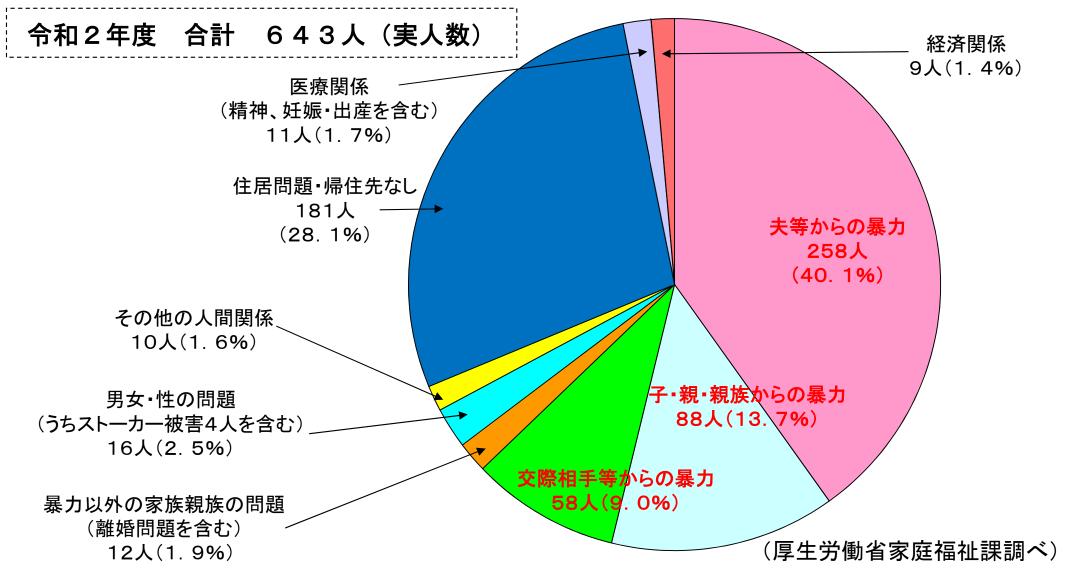
令和2年度 19.8%



注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均 入所者数は年間平均入所者数

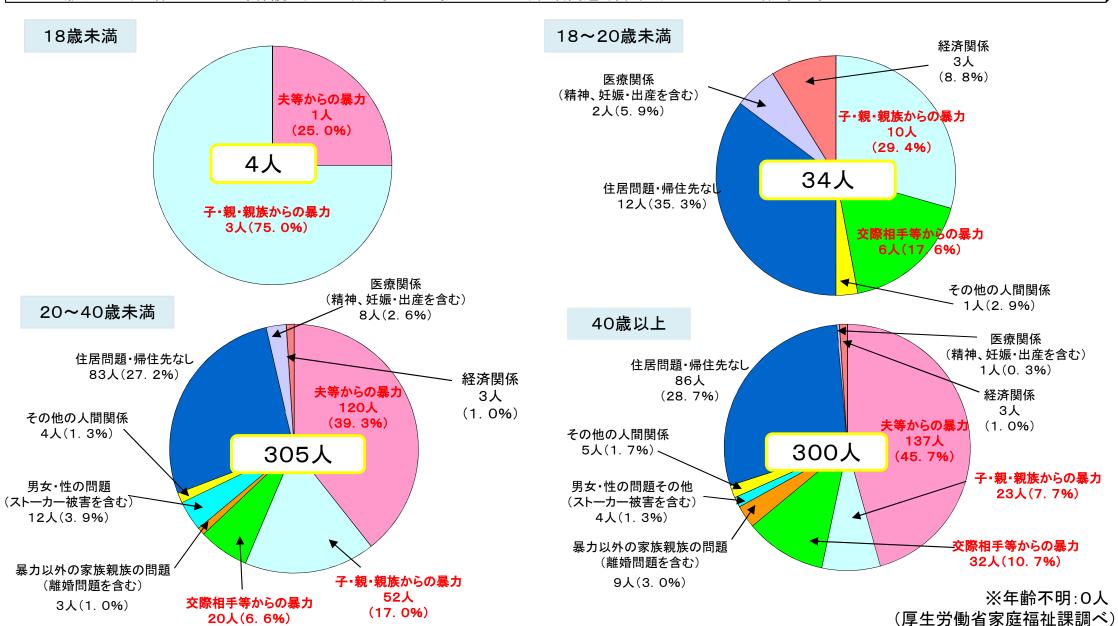
### 婦人保護施設における在所者の入所理由

- 〇「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の40.1%となっている。
- 〇 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の62.8%を占めている。
- ※ なお、在所者643人のほかに、同伴家族261人(うち同伴児童258人)が入所している。
- ※ 在所者643人の平均在所日数は、138.6日



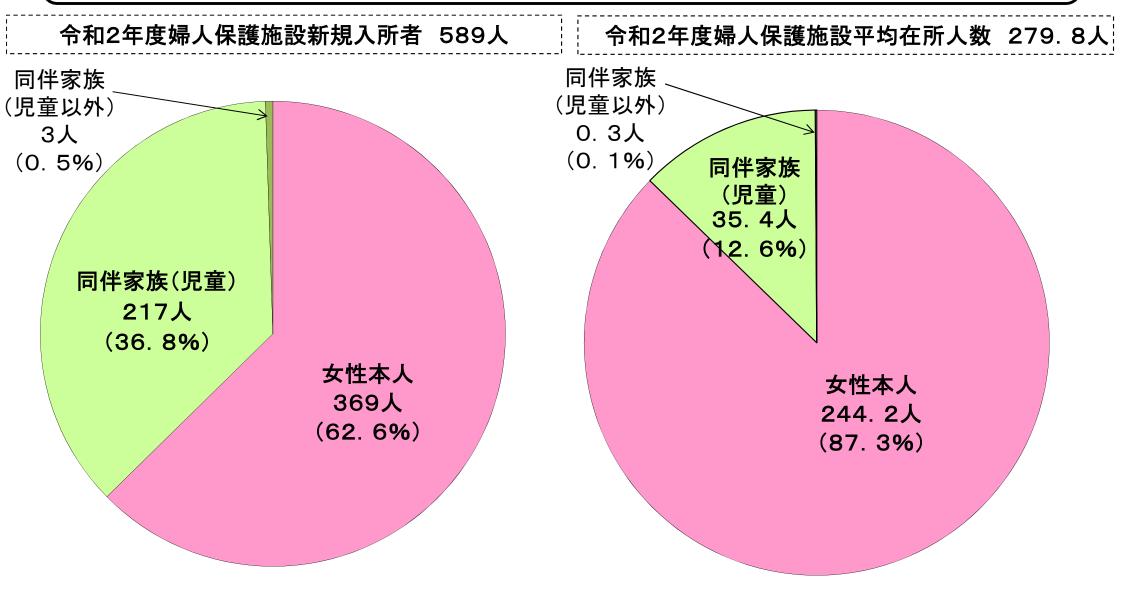
### 婦人保護施設における在所者の入所理由(年齢別)

- 18歳未満は、全体の0.6%。保護理由では、子・親・親族からの暴力75.0%、夫等からの暴力25.0%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の5.3%。保護理由では、住居問題・帰住先なし35.3%、子・親・親族からの暴力29.4%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の47.4%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力39.3%、住居問題・帰住先なし27.2%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の46.7%。保護理由では、夫等からの暴力45.7%、住居問題・帰住先なし28.7%の順で多い。



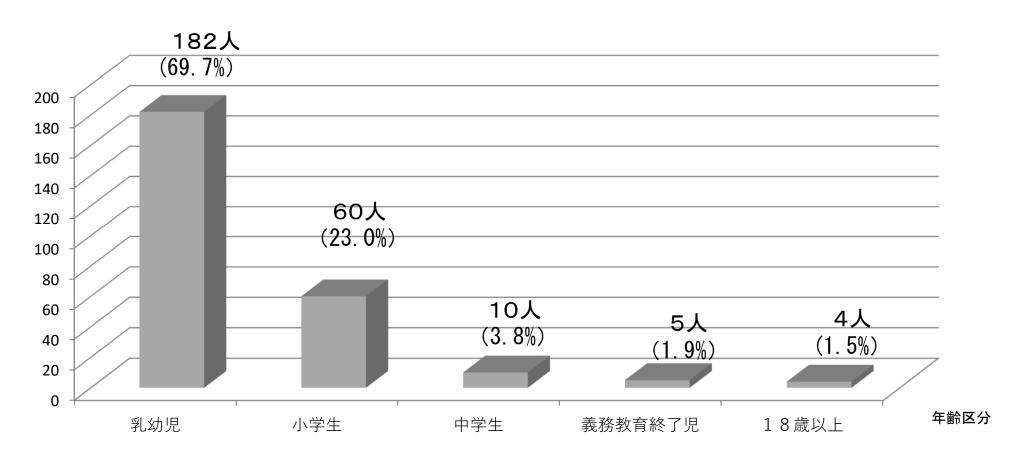
# 婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が36.8%を占めるが、平均在所人数でみる と同伴児童は12.6%となっている。



### 婦人保護施設における同伴家族の状況(令和2年度)

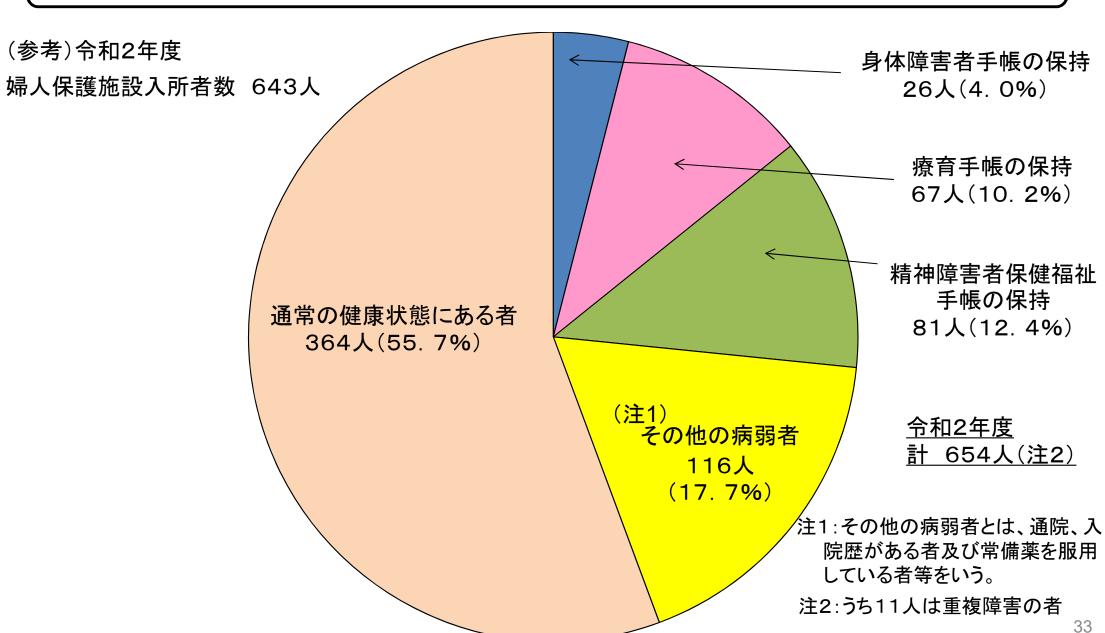
〇約7割が乳幼児。約2割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。



合計:261人(実人数)

## 婦人保護施設入所者の心身の状況

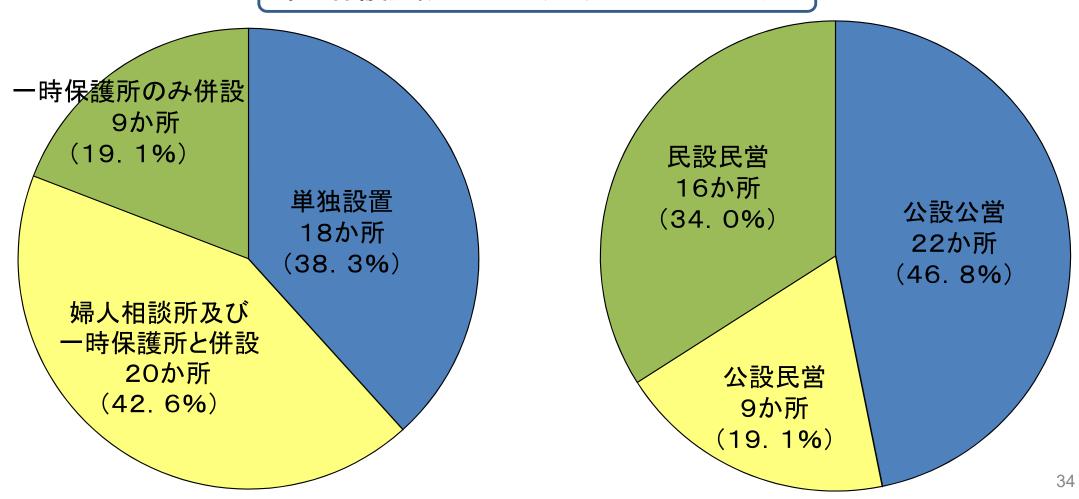
〇入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。



### 婦人保護施設の設置状況

- 〇全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が20か所。
- 〇婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は18か所。 このうち、設置主体が都道府県の施設が5か所、民間施設が13か所。

### 婦人保護施設 47か所(令和3年4月1日)



# 女性保護関係 基礎資料

追加資料

#### 支援につながらないケース(一時保護所入所に至らない理由)

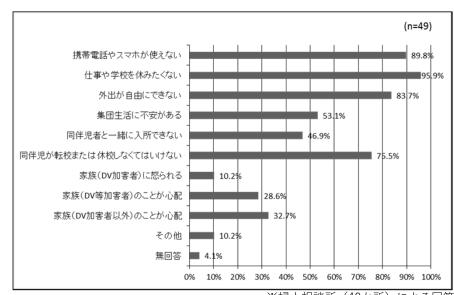
- ○図表2-2-35より、若年女性や同伴児のいる女性、障害を有していたり、高齢であったりする女性は一時保護に繋がりにくい。 「本人からの同意」が得られなかったり、「本人に障害や疾病があり」集団生活を送ることが困難、身の回りのことができない、適切な設備がないということが理由として挙げられている。
- ○また、図表2-2-38より、<u>利用者側のニーズ</u>として、<u>「これまでの生活と変わらない生活を続けたい」という意向</u>が伺われる。携帯電話等を所持していたという意向や自身の就業継続や同伴児の学業継続の希望もある。
  - 一方、DV被害者が多い一時保護所において、通信機器についての一定の制限は必須という現状がある。また、当事者でなくても、仕事や学校に行く等、外部での生活を送る中で、加害者からの追及可能性は否定できない。そのような<u>危機管理のために必定と考える環境条件と、入所者の生活上の希望にギャップが生じている現状がある。</u>

図表2-2-35 一時保護につながらない理由 【複数回答】

		レー			_	一時保護	態につな	がらな	い理由	として選	択した	割合(%	)		
		で時選保	本人	ら身ず体	受未け成	談 1 所 8	が本 困人		な備本いが人			なな同い設伴	た他め施	その	無
		択護	Ø	` 的	た年	で歳	難に		たそに	が児		た備児	策	他	回
		しに	同	生暴	方で	支未	で障		めろ障		こ者	めが者	で		答
		たつ 相な	意	命力	があ	援満	あ害	自害	つ害	難に	212	あに	支		
		談が	が 得	のへ 危 D	よりい、	をの行未	るや た疾	分やで疾	たや 一疾	で障あ害	を障 自害	る障 一害	援す		
		所ら	9	険 V	た保	17 木	た妖め病	で病	一 <del></del>	あきるや	日告	時や	9 る		
		数な	h	は含	め護	ペ年	が	きが	保が	た疾	で疾	保疾	z l		
		()	な	なむ	者	きで	あ	なあ	護あ	め病	で病	護病	ے		
		主	か	い~	の	であ	y	いり	所り	が	きが	所が	が	ı	
		なケ	2	たを	元	あり	L.	た、	や、	あ	なあ	やあ	適		
		ΙĩΙ	た た	め受 け	で支	る、 た児	集団	め身の	委必 託要	y	いりた、	委り 託 、	切で		
		2	85	て	授	た光め音	生		先な	<b>\$</b>	か身	先必	あ		
		ځ		お	を	相	活	9	が設	団	ő	が要	3		
若年女性	実数	33	30	3	12	10	2	2	1	1-	-	-	5	5	-
4+>1	%	100.0	90.9	9.1	36.4	30.3	6.1	6.1	3.0	-	-	-	15.2	15.2	_
同伴児のいる女性	実数	22	20	2	-	-	2	2	2	2	2	2	2	6	
日子だいがって日	%	100.0	90.9	9.1	-	-	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	27.3	4.
妊産婦	実数	5	4	1	1	1	1	1	1	-	-		1	2	-
<b>妊</b> 痉剂	%	100.0	80.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0		-	-	20.0	40.0	-
障害(児)者	実数	20	1	1	-	-	14	14	12	4	2	2	14	1	-
## <i>UU</i> /8	%	100.0	5.0	5.0	_	-	70.0	70.0	60.0	20.0	10.0	10.0	70.0	5.0	-
高齢者	実数	12	2	1	-	-	6	7	7	2	1	1	12	2	-
e rate	%	100.0	16.7	8.3	-	-	50.0	58.3	58.3	16.7	8.3	8.3	100.0	16.7	-
性的少数者	実数	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
エレング数名	%	100.0	20.0	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-	80.0	_
外国籍	実数	9	5	1	1	1	1	1	1	-	-	-	2	3	-
77凶箱	96	100.0	55.6	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	-	-	-	22.2	33.3	-
その他	実数	3	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
-C 47/113	%	100.0	100.0	-		-	-	-	33.3	-	=	-	-	33.3	-

※婦人相談所(49か所)による回答

図表2-2-38 一時保護の同意が得られないケース 【複数回答】



※婦人相談所(49か所)による回答

平成29年度先駆的ケア策定・検証調査事業「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究|より、一部抜粋

#### 支援につながらないケース(婦人保護施設への入所に至らない理由)

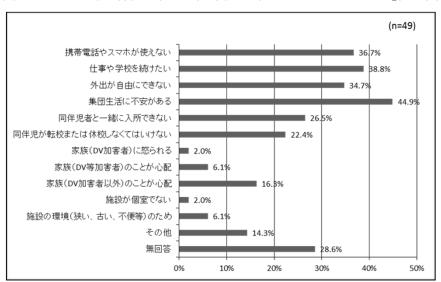
- ○図表2-2-37より、「同意が得られない」が多くを占めるが、一方で、<u>支援する側が</u>、本人自身の課題として、集団生活が困難、障害 や疾病のため自立生活不可、設備が不十分、退所後の見通しが立たない、就労自立の見込みが立たない、他施策の支援が適切などにより「入所が適切でない」と考えていることが伺える。
- ○制度面では、障害者施策など他施策の充実が図られ、制度設立当初であれば婦人保護施設を利用したであろう女性が、他施策の支援を受けるようになってきているということが考えられる。また、婦人保護施設での支援が現物給付のみであり、入所後、就労できるようになるまでは自分の自由になるお金は内職作業で得るしかない実態がある。そのことを了解し、それが可能な人が対象となる。そこで得られた生活費だけで生活を送ることができるかどうかも大きな課題である。加えて、就労自立の見込みが立たないケースでは、施設所在地の市区町村に対して、対象者の課題に沿った退所後の支援を依頼することが予想される。そのため、実施機関との連携が容易ではないことも考えられる。

#### 図表2-2-37 婦人保護施設入所につながらない理由 【複数回答】

		L-				<b>*</b>	- 人保護技	施設入所	につなが	らない理	曲として	で選択した	割合(%	)			
		て選択した相談所数 時保護につながらない主なケースと	本人の同意が得られなかったため	らず、生命の危険はないため身体的暴力(DV含む)を受けてお	受けた方がよいため未成年であり、保護者の元で支援を	談所で支援を行うべきであるため18歳未満の未成年であり、児童相	が困難であるため本人に障害や疾病があり、集団生活	のことを自分でできないため本人に障害や疾病があり、身の回り	備が当該施設にそろっていないため本人に障害や疾病があり、必要な設	生活が困難であるため同伴児者に障害や疾病があり、集団	回りのことを自分でできないため同伴児者に障害や疾病があり、身の	ため な設備が当該施設にそろっていない同伴児者に障害や疾病があり、必要	退所後の見通しが立たないため	就労自立の見込みが立たないため	ためためまで支援することが適切である	その他	無回答
****	実数	15	12	3	4	5	1	1	1	-	-	-	2	2	2	1	<del> </del>
若年女性	96	100.0	80.0	20.0	26.7	33.3	6.7	6.7	6.7	-	-	-	13.3	13. 3	13. 3	6.7	-
同伴児のいる女性	実数 %	14	8 57. 1	1 7. 1	-	-	7. 1	7.1	7. 1	1 7. 1	7.1		7. 1	2 14. 3	3 21.4	5 35. 7	7.1
妊産婦	実数 %	5 100. 0	4 80.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	1 20.0	40.0	20.0	40.0	
障害(児)者	実数 %	13	1 7. 7	1 7. 7	-	-	8 61.5	7 53. 8	6 46. 2	2	15. 4	1	3 23. 1	2		7.7	-
高齢者	実数 %	11 100.0	1 9. 1	1 9. 1	-	-	3 27. 3	6 54. 5	6 54. 5	1 9. 1	9. 1	-	4 36. 4	2	7 63. 6	9. 1	
性的少数者	実数 %	100.0	1 25.0	- 3. 1 - -	-	-	- -	- - -	- -	- - -	- -	-		- 10. 2	-	50.0	1
外国籍	実数	100.0	3 75.0	1 25.0	1 25. 0	1 25. 0	1 25. 0	1 25.0	1 25. 0	-	-	-	1 25. 0	50.0		-	-
その他	実数	7 100.0	28.6	- -	-	-	-	=	- -	- -	-	-	-	1 14. 3	-	42. 9	

※婦人相談所(49か所)による回答

#### 図表2-2-39 婦人保護施設入所の同意が得られないケース 【複数回答】



※婦人相談所(49か所)による回答

平成29年度先駆的ケア策定・検証調査事業「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」より、一部抜粋

#### )婦人保護施設における予算上の職員配置について

婦人保護施設の措置費においては、「基本分」として最低基準上の人員(指導員2名等)を手当てした上で、 「加算分」として実際の職員配置(指導員は人数上限無し)に則した支弁を可能としている。

#### 措置費

# <基本部分>

### ・施設長・・・・・・1名

- 事務員・・・・・・1名 (※1)
- ・指導員・・・・・・・2名
- 看護師・・・・・・1名
- ・栄養十・・・・・・1名
- 調理員等・・・・・3名
- ・調理員(非常勤)・・・1名
- ・嘱託医(非常勤)・・・1名 (※1)
- ※1 定員50名以上の場合は1名加配
- ※2 上記のほか、①宿日直、②年休代替、③指 導員及び調理員の業務省力化(非常勤職員を 雇用し負担軽減を図るもの)等の費用が盛り 込まれている。

#### <加算部分>

- ・指導員・・・・・・・・・上限人数無し (指導員加算)
- ・個別対応職員・・・・・・・・・・1名(個別対応職員配置加算)
- ・心理療法担当職員・・・・・・・・1名(心理療法担当職員雇ト費加算)
- ・連携のための心理療法担当職員
- ・・・1名(民間団体連携体制強化加算)
- ・同伴児童対応指導員(非常勤)・・最大 5名 (同伴児童対応指導員雇上費加算)
- ・学習指導員(非常勤)・・・・・・1名(同伴児童学習支援事業)
- ・生活支援員(非常勤)・・・・・・1名(同伴児童通学支援事業)
- ・人身取引被害者対応職員(非常勤)・・1名(人身取引被害者等職員支援加算)
- ・警備員(非常勤)・・・・・・・・1名(夜間警備体制強化加算)
- ※3 上記のほか、①夜間巡回などを行う職員配置等の費用(施設機能強化推進費)、②精神科医の 雇上費用(精神科医雇上費)、③高齢者を活用した相談や介助等を行う費用(入所者処遇特別加 算) ④人身取引被害者支援のための通訳者の雇上費用等が盛り込まれている。

#### DV補助金

#### <退所者等自立生活援助事業>

- ・牛活指導員 (※4) ・・・・1名
- ※4 婦人保護施設の退所に対し、職場や住居訪問による相談や、自立 に当たっての関係機関への同行支援等を行うもの。

#### <入所者の地域生活移行支援事業>

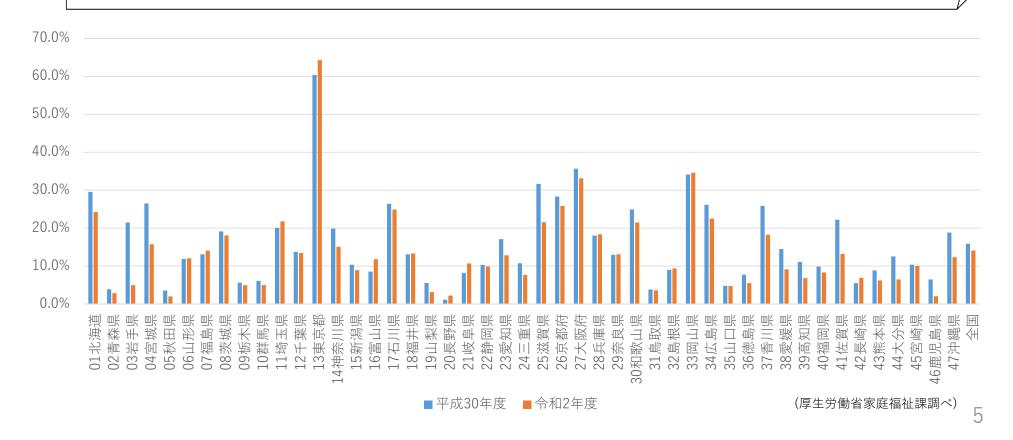
- ・生活支援員 (※5) ・・・・1名
- ※5 退所前の一定期間、地域生活等の体験を行う際に、生活資金の自 己管理訓練や、見守り支援等を行うもの。

### 一時保護所の利用率(都道府県別)

〇平成30年度は東京都(60.4%)、大阪府(35.7%)、岡山県(34.1%)の順に利用率が高い。利用率が低い都道府県は青森県(3.9%)、鳥取県(3.9%)、秋田県(3.6%)、長野県(1.1%)となっている。

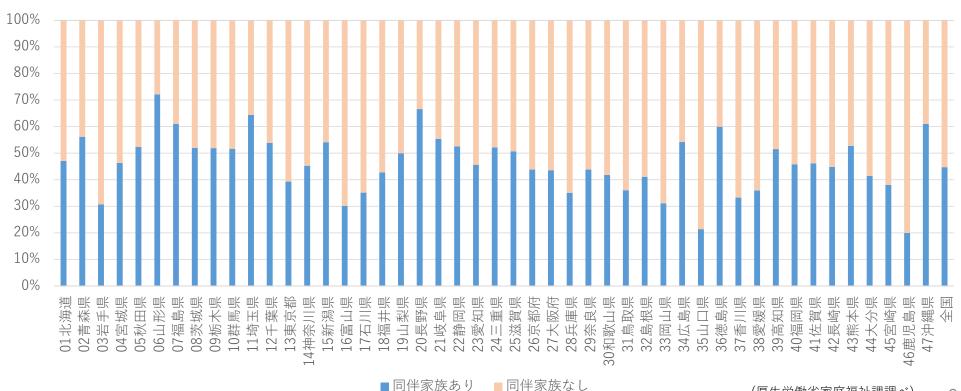
〇令和2年度は東京都(64.3%)、岡山県(34.6%)、大阪府(33.2%)の順に利用率が高い。利用率が低い都道府県は長野県(2.3%)、鹿児島県(2.1%)、秋田県(2.0%)となっている。

〇平成30年度と令和2年度を比べてみると、東京都の利用率が3.9%増加している一方、岩手県は16.5%の減少となっている。



### -時保護者(一時保護委託含む)のうち同伴家族がいる割合(都道府県別)

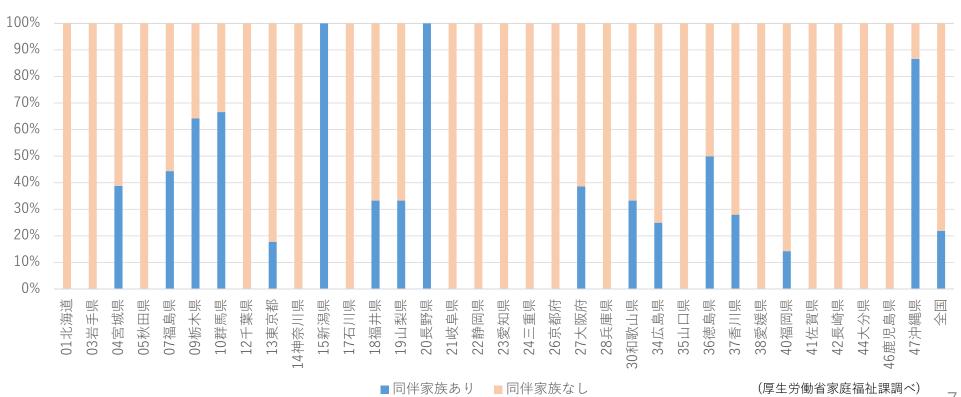
- 〇同伴家族がいる割合が最も高いのは山形県(72.2%)となっており、次いで長野県(66.7%)、埼玉県(64.4%)となっている。
- 〇富山県(30.2%)、山口県(21.4%)、鹿児島県(20.0%)の順に割合が低くなっている。
- ○最も割合が高い県と最も低い県を比べると、52.2%の差がある。



### 婦人保護施設在所者のうち同伴家族がいる割合(都道府県別)

〇同伴家族がいる割合が最も高いのは新潟県(100.0%)、長野県(100.0%)となっており、次いで沖縄県(86.7%)、群馬県(66.7%)となっている。

- 〇北海道、岩手県、秋田県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県では同伴家族がいる割合が0.0%となっており、在所者がいる都道府県の半数以上となっている。
- ※山形県、茨城県、埼玉県、滋賀県、宮崎県は施設の在所者なし。
- ※青森県、富山県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、高知県、熊本県は婦人保護施設なし。



# 婦人保護施設退所者の退所理由(令和2年度中の退所者:413人の内訳)

〇令和2年度中の婦人保護施設退所者の退所理由は「自立」が187人(45.3%)と最も多く、 次いで「他の社会福祉施設へ入所」112人(27.1%)となっている。

退所先	令和2年度				
型 <b>州 元</b>	人	%			
自立	187	45.3			
帰宅	25	6.1			
帰 郷	32	7.7			
結 婚	0	0.0			
他の社会福祉施設へ入所	112	27.1			
うち、母子生活支援施設	66	16.0			
病院へ入院	7	1.7			
無 断 退 所	8	1.9			
その他	42	10.2			
計	413	100.0			

# 一時保護所における 令和2年度在所者に対する一部屋あたりの人数

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
北海道	0.36	10
青森県	0.08	7
岩手県	0.10	5
宮城県	0.32	5
秋田県	0.04	10
山形県	0.18	4
福島県	0.15	19
茨城県	0.33	11
栃木県	0.12	8
群馬県	0.09	10
埼玉県	0.22	20
千葉県	0.49	13
東京都	1.07	18
神奈川県	0.22	21
新潟県	0.15	6
富山県	0.34	7
石川県	0.40	5
福井県	0.22	6
山梨県	0.11	3
長野県	0.10	4
岐阜県	0.20	8
静岡県	0.17	18
愛知県	0.43	6
三重県	0.18	5

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
滋賀県	0.31	7
京都府	0.29	18
大阪府	0.71	7
兵庫県	0.55	9
奈良県	0.30	7
和歌山県	0.65	4
鳥取県	0.15	3
島根県	0.18	8
岡山県	0.35	8
広島県	0.23	10
山口県	0.10	4
徳島県	0.11	4
香川県	0.27	4
愛媛県	0.11	8
高知県	0.23	6
福岡県	0.17	10
佐賀県	0.24	5
長崎県	0.13	16
熊本県	0.16	8
大分県	0.13	10
宮崎県	0.34	3
鹿児島県	0.06	5
沖縄県	0.18	14
全国	0.27	407

### 婦人保護施設における 令和2年度在所者に対する一部屋あたりの人数

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
北海道	0.04	10
青森県	_	_
岩手県	0.06	10
宮城県	0.24	10
秋田県	0.16	8
山形県	在所者なし	4
福島県	0.04	19
茨城県	在所者なし	4
栃木県	0.34	5
群馬県	0.06	10
埼玉県	在所者なし	20
<b>一</b>	0.45	129
東京都	0.53	136
神奈川県	0.33	61
新潟県	0.01	6
富山県	_	_
石川県	0.02	3
福井県	0.11	6
山梨県	0.03	3
長野県	0.01	7
岐阜県	0.00	11
静岡県	0.16	13
愛知県	0.56	41
三重県	0.21	14

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
滋賀県	在所者なし	7
京都府	0.00	18
大阪府	0.26	78
兵庫県	0.26	25
奈良県	_	_
和歌山県	0.58	3
鳥取県	_	_
島根県	_	_
岡山県	_	
広島県	0.46	18
山口県	0.02	4
徳島県	0.33	2
香川県	0.37	5
愛媛県	0.00	8
高知県	_	_
福岡県	0.26	41
佐賀県	0.30	19
長崎県	0.03	5
熊本県	_	_
大分県	0.01	10
宮崎県	在所者なし	6
鹿児島県	0.14	15
沖縄県	0.23	23
全国	0.31	817

※0.00は0.004未満

平均的な一部屋あたりの在所者数=

年間の在所者数(のべ人数)

365日 × 居室数

## 婦人保護施設における居室の状況 居室種類

〇「個室あり」は70.8%(34施設)、「定員2名室あり」56.3%(27施設)であった。定員4名以上の 居室をもつ施設が20施設あり、なかには最低基準の「原則4名まで」を超える居室定員をもつ 施設もある。

	「あり」	「なし」	「あり」の 割合
個室	34施設	14施設	70.8%
定員2名室	27施設	21施設	56.3%
定員3名室	10施設	38施設	20.8%
定員4名室	12施設	36施設	25.0%
定員5名室	5施設	43施設	10.4%
定員6名以上	3施設	45施設	6.3%

### 婦人保護施設における居室の状況 居室種類

〇婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令四十九号)によると「入所者一人あたりの床面積はおおむね四・九五平方メートル以上とすることとなっている。また、一の居室に入所させる人員は原則として4人以下とすると定められている。

#### (一人当たりの居室面積)

	最大値	最小値	平均值	中央値	記入数
個室	28.5 m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup>	13.4m <sup>2</sup>	13.0m <sup>2</sup>	33施設
定員2名室	21.6 m <sup>2</sup>	7.3 m <sup>2</sup>	12.3m <sup>2</sup>	12.3 <b>m</b> ²	10施設
定員3名室	15.0 m <sup>2</sup>	8.3 <b>m</b> <sup>*</sup>	12.1 m <sup>2</sup>	13.0 <b>m</b> 1	6施設
定員4名室	40.3 m <sup>2</sup>	10.8 m <sup>2</sup>	20.0 m <sup>2</sup>	14.5 m <sup>2</sup>	4施設
定員5名室	20.0 m <sup>2</sup>	16.2m <sup>2</sup>	17.6 <b>m</b> ²	16.5 <b>m</b> ²	3施設
定員6名以上	21.8 m <sup>2</sup>	16.2 <b>m</b> 1	18.3 <b>m</b> ²	16.8 <b>m</b> 1	3施設

(平成27年度 婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書)